



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	1
告示	神戸市営住宅使用料等の徴収事務の委託(東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区)	建築住宅局住宅管理課	2
告示	神戸市営住宅使用料等の徴収事務の委託(北区、須磨区、垂水区、西区)	建築住宅局住宅管理課	3
告示	神戸市営住宅駐車場における自動車保管場所使用承諾証明書発行手数料の徴収事務の委託(東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区)	建築住宅局住宅管理課	4
告示	神戸市営住宅駐車場における自動車保管場所使用承諾証明書発行手数料の徴収事務の委託(北区、須磨区、垂水区、西区)	建築住宅局住宅管理課	5
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(神納自治会ほか)	地域協働局地域活性課	6
告示	犬の登録手数料及び犬の鑑札再交付手数料並びに注射済票交付手数料及び注射済票再交付手数料徴収事務の委託	健康局環境衛生課	7
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 木見藍那線)	建設局道路管理課	10
告示	神戸市立博物館における画像利用料徴収事務の委託	文化スポーツ局博物館学芸課	11
告示	令和5年度神戸市一般廃棄物処理実施計画	環境局環境創造課	12
公告	神戸農業振興地域整備計画の変更に係る神戸農業振興地域整備計画案の縦覧等	経済観光局農政計画課	13
公告	都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可(3. 5. 84号 横尾妙法寺線)	建設局道路工務課	15
公告	都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧(3. 5. 84号 横尾妙法寺線)	建設局道路工務課	16
公告	神戸市市民公園条例第20条第2項の規定により市民公園の取消し(下村市民公園)	建設局西建設事務所	17
公告	神戸市市民公園条例第20条第2項の規定により市民公園の取消し(二宮市民公園)	建設局西建設事務所	18
公告	開発行為に関する工事の完了(垂水区塩屋町5丁目)	都市局都市計画課	19
公告	大規模小売店舗立地法第6条第5項による届出(三井アウトレットパークマリンプア神戸)	経済観光局経済政策課	20
区役所	自動車臨時運行許可番号標の失効	西区総務部市民課	21
水道局	神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規程	水道局経営企画課	22
水道局	神戸市水道局職員証発行規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	23
水道局	神戸市水道局職員衛生管理規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	24
水道局	神戸市水道局公用車運行規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	26

令和5年4月11日 神戸市公報第3804号

種類	件名	所管部署	ページ
水道局	神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	28
水道局	神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程	水道局配水課	30
交通局	自動車事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務の委託	交通局自動車部市バス運輸サービス課	35
教育委員会	神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則	教育委員会事務局総務部総務課	36
教育委員会	博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務部総務課	40
教育委員会	神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務部総務課	49
教育委員会	神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務部総務課	51
教育委員会	工業高等専門学校地方独立行政法人化に伴う関係規則の整備に関する規則	教育委員会事務局総務部総務課	53
教育委員会	神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務部教職員課	68
教育委員会	神戸市就学援助規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課	76
教育委員会	神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則及び神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則	教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課	80
教育委員会	神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課	84
教育委員会	工業高等専門学校地方独立行政法人化に伴う関係訓令の整備に関する訓令	教育委員会事務局総務部総務課	85
選挙管理委員会	神戸市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	選挙管理委員会事務局	96
選挙管理委員会	神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	選挙管理委員会事務局	99
選挙管理委員会	神戸市議会議員選挙における選挙時登録の基準日等	選挙管理委員会事務局	104
人事委員会	給料表の適用範囲に関する規則及び神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	105
監査委員	神戸市監査基準の一部を改正する訓令	監査事務局第1課	116
監査委員	監査事務局規程等の一部を改正する訓令	監査事務局第1課	118
監査委員	神戸市監査事務局個人情報保護法等施行規程	監査事務局第1課	126
監査委員	監査公表	監査事務局第1課	127
固定資産評価審査委員会 市会事務局	神戸市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程	固定資産評価審査委員会事務局	128
市会事務局	神戸市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程	市会事務局政策調査課	129
その他	六甲有料道路・六甲北有料道路・六甲北有料道路2期並びに西神戸有料道路の障害者割引の変更	神戸市道路公社経営企画部経営企画課	130

神戸市告示第771号

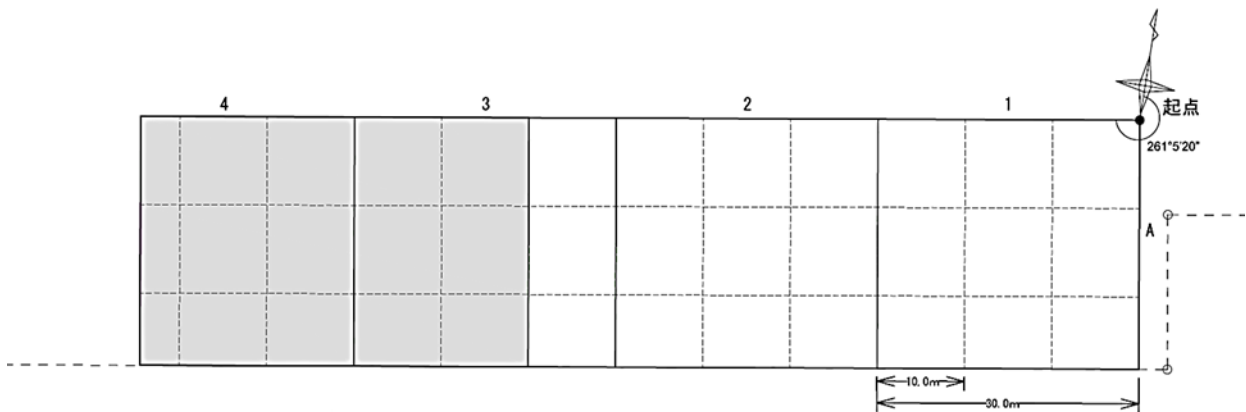
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和5年3月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定する区域
東灘区魚崎浜町43番2の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物

別図



凡例

●	起点
----	敷地境界
■	形質変更時要届出区域

〈起点〉
起点は神戸市東灘区魚崎浜町43番2の最北端より南に320m、東に20m移動した位置とする。

〈格子の回転角度〉
261度5分20秒
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m又は30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

令和5年4月11日 神戸市公報第3804号

神戸市告示第28号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定のに基づき、神戸市営住宅使用料等の徴収事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

区	委託先
東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 日本管財株式会社・シンコースポーツ兵庫共同企業体 代表者 日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎

2 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和5年4月11日 神戸市公報第3804号

神戸市告示第29号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定のに基づき、神戸市営住宅使用料等の徴収事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

区	委託先
北区、須磨区、垂水区、西区	神戸市中央区脇浜町2丁目8番20号 TC神鋼不動産サービス株式会社 代表取締役 松村 勝教

2 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第30号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定のに基づき、神戸市営住宅駐車場における自動車保管場所使用承諾証明書発行手数料の徴収事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

区	委託先
東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 日本管財株式会社・シンコースポーツ兵庫共同企業体 代表者 日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎

2 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第31号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定のに基づき、神戸市営住宅駐車場における自動車保管場所使用承諾証明書発行手数料の徴収事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

区	委託先
北区、須磨区、垂水区、西区	神戸市中央区脇浜町2丁目8番20号 TC神鋼不動産サービス株式会社 代表取締役 松村 勝教

2 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成7年7月24日付けで認可した神納自治会、平成22年12月27日付けで認可した新場自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月11日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	神納自治会	新場自治会
主たる事務所	神戸市西区神出町宝勢1594番地の1	神戸市西区岩岡町岩岡397番地の5
代表者の氏名	上月 稔	木村 俊生
代表者の住所	神戸市西区神出町宝勢1594番地の1	神戸市西区岩岡町岩岡394番地の3

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 神納自治会 令和2年1月13日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区神出町宝勢1605番地の5	神戸市西区神出町宝勢1594番地の1
代表者の氏名	竹中 和孝	上月 稔
代表者の住所	神戸市西区神出町宝勢1605番地の5	神戸市西区神出町宝勢1594番地の1

(2) 新場自治会 令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	橋本 康雄	木村 俊生
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡339番地の1	神戸市西区岩岡町岩岡394番地の3

神戸市告示第33号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び犬の鑑札再交付手数料並びに狂犬病予防注射済票交付手数料及び注射済票再交付手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月11日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

所在地	氏名又は名称
神戸市中央区浜辺通4丁目1番23号 三宮ベンチャービル525	公益社団法人神戸市獣医師会 会長 中島克元
神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目4番6号 シャトー御影405	松嶋周一
神戸市東灘区御影中町7丁目6番18号 For life 御影1F	株式会社ラポール動物病院 代表取締役 古林直人
神戸市東灘区甲南町2丁目8番9号 COZYCOURT 甲南1F	有限会社神戸ピア動物病院 代表取締役 長田雅昭
神戸市東灘区北青木2丁目8番13号	橋本正彦
神戸市東灘区本山北町3丁目3番1号	山田苗穂子
神戸市灘区岩屋北町1丁目5番25号	下里卓司
東京都渋谷区恵比寿西2丁目19番9号 SGビル	株式会社ベックジャパン 代表取締役 金井孝夫
神戸市灘区篠原本町1丁目5番1号	廣畑佳宏
神戸市須磨区千歳町4丁目3番33号 ヤマキビル3階	有限会社ペット・プラザ 代表取締役 西山佳孝
神戸市東灘区御影2丁目33番15号	株式会社やまもと動物病院 代表取締役 山本博一
神戸市灘区神ノ木通3丁目6番30号	松田修
神戸市灘区赤坂通7丁目1番18号 ル・ロワ赤坂1階	株式会社リーフ動物病院 代表取締役 西村賢治
神戸市灘区泉通4丁目5番13号	有限会社村田動物研究所 代表取締役 村田元
神戸市灘区篠原南町1丁目5番17号 メゾン六甲篠原603	河南利幸
神戸市中央区坂口通4丁目2番21号	ヒピスケア合同会社 代表社員 平山健太郎
神戸市中央区楠町6丁目3番9号	合同会社チェルシー動物病院 代表社員 戸谷哲也
神戸市中央区熊内橋通6丁目1番3号 ワコーレ新神戸ステーションリブリエ406	大谷英之

姫路市勝原区丁 163 番地の 11	三原悠子
神戸市北区鈴蘭台西町 5 丁目 20 番 ライオンズマンション鈴蘭台参番館 105	株式会社ベッツワークス 代表取締役 徳永一徹
神戸市北区鈴蘭台西町 5 丁目 2 番 10 号 ポリアンサローズ 店舗 103	長谷川俊成
神戸市北区鈴蘭台南町 3 丁目 9 番 3 号 アパルトマンサンクフォイユ 102 号室	中野綾子
神戸市垂水区学が丘 4 丁目 22 番 12 号	株式会社なごみ 代表取締役 小國叔信
神戸市垂水区青山台 1 丁目 10 番 4 号	牧田良満
神戸市垂水区舞子台 8 丁目 6 番 3 号	三木加奈美
神戸市西区小山 2 丁目 10 番 2 号	渡邊美緒
明石市大久保町茜 1 丁目 11 番 14 号	株式会社うね動物病院 代表取締役 宇根良馬
明石市大久保町高丘 7 丁目 3 番 9 号	中村慎一郎
明石市魚住町清水 588 番地の 12	株式会社セントラルDコーポレーション 代表取締役 中村真人
明石市魚住町長坂寺 441 番地の 11	有限会社魚住動物病院 代表取締役 石原義弘
明石市小久保 6 丁目 2 番 1 号	横山信治
明石市上ノ丸 3 丁目 12 番 5 号	松尾史朗
明石市西明石西町 1 丁目 7 番 6 号	伊藤健介
明石市大蔵町 24 番 24 号	株式会社ゾネブルム 代表取締役 川邊史朗
明石市朝霧台 3776 番地の 27	横山隆一
明石市東野町 9 番 3 号	円橋健三
明石市藤江 996 番地の 1	株式会社秋桜 代表取締役 小川篤史
明石市明南町 1 丁目 1 番 1 号	高橋圭吾
兵庫県芦屋市岩園町 25 番 2 号	株式会社シエル動物病院 代表取締役 木村武司
兵庫県芦屋市打出小槌町 9 番 1 号	岩崎泰彦
兵庫県芦屋市南宮町 12 番 24 号	飯盛真生
兵庫県芦屋市春日町 12 番 11 号	西澤貴仁
兵庫県芦屋市春日町 4 番 8 号	藤田大介
兵庫県芦屋市津知町 2 番 21 号	合同会社マール動物診療室 代表社員 二宮光
兵庫県三田市福島 476 番地	石本高司
兵庫県三田市東本庄 3160 番地	竹内亮二

兵庫県三田市駅前町 12 番 9 号	日研産業株式会社 代表取締役 菅野信二
兵庫県三田市相生町 26 番 41 号	常澤まゆみ
神戸市中央区山本通 3 丁目 3 番 23 号 クリスタルハイツ 1 F	株式会社 m&m vet 代表取締役 松本恵
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社電算システム 代表取締役 高橋譲太

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年4月12日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年4月25日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	木見藍那線	神戸市西区押部谷町木見字 上柿木155番2地先から 神戸市西区押部谷町木見字 上柿木155番2地先まで	新	39.70	最大 3.30 最小 2.80
			旧	39.70	最大 2.90 最小 2.20

神戸市告示第35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規程により，次に掲げる施設に係る画像利用料の徴収業務を委託したので，同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月11日

神戸市長 久元喜造

1 施設名及び受託者

施設名	委託先
神戸市立博物館	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号 株式会社DNPアートコミュニケーションズ 代表取締役 室田 秀樹

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第36号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）第6条第1項及び神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年条例第57号、以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和5年度神戸市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、法第6条第4項及び条例第9条第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年4月11日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

神戸農業振興地域整備計画を変更し定めるので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、当該変更に係る神戸農業振興地域整備計画案について変更理由を付して、令和5年3月28日の翌日から起算して15日間（令和5年4月12日まで）神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

なお、上記の縦覧期間中に神戸市民は同法第11条第2項に基づき神戸農業振興地域整備計画案に対して、神戸市に意見書を提出することができます。

また、神戸農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第11条第3項に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、令和5年4月12日の翌日から起算して15日以内（令和5年4月27日まで）に神戸市までこれを申し出ることができます。

令和5年3月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 意見書の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、電話による意見は受け付けません。なお、郵送による提出は、縦覧完了日の令和5年4月12日までの消印のあるものとします。

郵送及び持参先：郵便番号 651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできません。

イ 意見書には、個人の場合にあつては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事業所の所在を記載してください。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合があります。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、神戸農業振興地域整備計画の公告時に、意見の要旨とその処理方法を併せて公告します。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ神戸農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとします。なお、その際には、神戸農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表します。

2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、縦覧完了日の翌日（令和5年4月13日）から令和5年4月27日までに提出されたものとします。

郵送及び持参先：郵便番号 651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこととします。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ・ 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・ 異議申出に係る農用地利用計画の案
- ・ 異議申出人が、農用地利用計画の案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- ・ 異議申出の趣旨及び理由
- ・ 神戸市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ・ 異議申出の年月日

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示（令和5年兵庫県告示）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和5年4月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 5. 84号 横尾妙法寺線

3 事務所の所在地

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号

4 事業地の所在

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号神戸市建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和5年4月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 5. 84号 横尾妙法寺線

3 事業施行期間

自昭和48年7月27日、至令和12年3月31日

4 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

神戸市公告

神戸市市民公園条例（昭和51年4月1日条例第16号）第20条第2項の規定により市民公園の認定を取消したので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年4月11日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 市民公園の名称
下村市民公園
- 2 市民公園の所在地
神戸市西区平野町下村字北田142番地1外3筆
- 3 認定取消しの効力が生じる日
令和5年3月31日

神戸市公告

神戸市市民公園条例（昭和51年4月1日条例第16号）第20条第2項の規定により市民公園の認定を取消したので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年4月11日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 市民公園の名称
二宮市民公園
- 2 市民公園の所在地
神戸市西区玉津町上池五鬼田 324 番地 3
- 3 認定取消しの効力が生じる日
令和5年3月31日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年4月11日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区塩屋町5丁目344番1、347番40の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市中央区栄町通2丁目4番13号
大建興産株式会社
代表取締役 高田 晋也
- 3 許可番号
令和4年3月16日 第7133号
(変更許可 令和4年12月19日 第1502号)

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告します。

令和5年4月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
三井アウトレットパークマリニピア神戸
神戸市垂水区海岸通 2169 番 4
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町2丁目 1番1号	代表取締役 菰田 正信

- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
27,093 平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日
令和5年1月16日
- 6 変更する理由
店舗建物の建て替えのため
- 7 届出年月日
令和5年2月7日

神戸市西区公告

次の臨時運行許可番号標（以下、「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和5年4月11日

神戸市西区長 真 嶼 和 弘

1 失効した番号標

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸 98-46 神戸	令和5年4月11日

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規程をここに公布する。

令和5年3月27日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道局管理規程第25号

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規程

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項については、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則（令和5年3月規則第63号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、条例の施行の日から施行する。

（旧規程の廃止）

2 神戸市個人情報保護条例施行規程（平成13年11月水道管理規程第8号）は、廃止する。

神戸市水道局職員証発行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月27日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第26号

神戸市水道局職員証発行規程の一部を改正する規程

神戸市水道局職員証発行規程の一部を改正する規程（平成18年12月水道管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（神戸市職員証発行規程の準用）</p> <p>第2条 神戸市職員証発行規程（昭和31年11月訓令甲第12号）第2条から第6条までの規定は、水道局職員の職員証に準用する。この場合において、同規程第6条中「行財政局人事課長」とあるのは「<u>経営企画課課長（業務改革担当）</u>を経て水道事業管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（神戸市職員証発行規程の準用）</p> <p>第2条 神戸市職員証発行規程（昭和31年11月訓令甲第12号）第2条から第6条までの規定は、水道局職員の職員証に準用する。この場合において、同規程第6条中「行財政局<u>職員部</u>人事課長」とあるのは「<u>業務改革担当課長</u>を経て水道事業管理者」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市水道局職員衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月27日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第27号

神戸市水道局職員衛生管理規程の一部を改正する規程

神戸市水道局職員衛生管理規程の一部を改正する規程（平成25年3月水道管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（定期健康診断）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 定期健康診断の実施に関する計画は、管理者の承認を得て<u>経営企画課課長（業務改革担当）</u>が定める。</p> <p>3 指定の期日及び場所において健康診断を受けることができない者は、あらかじめその理由書を所属長を経て<u>経営企画課課長（業務改革担当）</u>に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（健康診断の実施担当者）</p>	<p style="text-align: center;">（定期健康診断）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 定期健康診断の実施に関する計画は、管理者の承認を得て<u>業務改革担当課長</u>が定める。</p> <p>3 指定の期日及び場所において健康診断を受けることができない者は、あらかじめその理由書を所属長を経て<u>業務改革担当課長</u>に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（健康診断の実施担当者）</p>

<p>第10条 [略]</p> <p>2 健康診断の実施担当者は、健康診断の結果を<u>経営企画課課長（業務改革担当）</u>に報告しなければならない。ただし、採用前の健康診断にあつては、健康診断の実施責任者に報告するものとする。</p>	<p>第10条 [略]</p> <p>2 健康診断の実施担当者は、健康診断の結果を<u>業務改革担当課長</u>に報告しなければならない。ただし、採用前の健康診断にあつては、健康診断の実施責任者に報告するものとする。</p>
---	--

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市水道局公用車運行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月30日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第28号

神戸市水道局公用車運行規程の一部を改正する規程

神戸市水道局公用車運行規程(令和4年3月30日水道管理規程第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(緊急自動車)</u></p> <p><u>第8条 大規模な災害や水道施設の破損事故等が発生し、二次被害若しくは、二次被害等の可能性がある場合において、危険防止のための応急作業を迅速に行うため、道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条に規定する緊急自動車を配置する。</u></p> <p><u>2 緊急自動車の運用に関して必要な事項は、水道事業管理者が別途定め</u></p>	

る。

第9条～第11条 [略]

第8条～第10条 [略]

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月30日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第29号

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程（昭和63年3月水道管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（組織）</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>経営企画課課長（業務改革担当）</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>営業課課長（料金担当）</u></p> <p>(7)～(10) [略]</p> <p>（組織）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 ブロック委員会は、次に掲げる委員（以下「ブロックの委員」とい</p>	<p>（組織）</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>業務改革担当課長</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>料金担当課長</u></p> <p>(7)～(10) [略]</p> <p>（組織）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 ブロック委員会は、次に掲げる委員（以下「ブロックの委員」とい</p>

う。)をもつて組織する。

(1) [略]

(2) 別表第1に定める担当課の庶務を担当する係長

(3)、(4) [略]

(5) 構成する事業所等の所長（浄水統括事務所を除く）

（検討委員会の委員長）

第20条 [略]

2 検討の委員長は、経営企画課課長（業務改革担当）をもつて充てるものとする。

3～5 [略]

（書記及び記録）

第22条 第9条の規定は検討委員会に準用する。この場合において、第9条第2項中「経営企画課の職員」とあるのは「経営企画課課長（業務改革担当）所管の職員」と読み替えるものとする。

う。)をもつて組織する。

(1) [略]

(2) 別表第1に定める担当課の庶務担当係の係長

(3)、(4) [略]

(5) 構成する事業所等の担当部長

（検討委員会の委員長）

第20条 [略]

2 検討の委員長は、業務改革担当課長をもつて充てるものとする。

3～5 [略]

（書記及び記録）

第22条 第9条の規定は検討委員会に準用する。この場合において、第9条第2項中「経営企画課の職員」とあるのは「業務改革担当課長所管の職員」と読み替えるものとする。

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月30日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第30号

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市水道条例施行規程（昭和39年4月水道管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（指定給水装置工事事業者が工事を行う場合）</p> <p>第15条 条例第21条第3項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を行うときは、管理者が別に定める場合を除き、<u>管理者が別に定める</u>給水装置工事申請書兼設計書を提出しなければならない。</p>	<p>（指定給水装置工事事業者が工事を行う場合）</p> <p>第15条 条例第21条第3項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を行うときは、管理者が別に定める場合を除き、給水装置工事申請書兼設計書（<u>第11号様式</u>）を提出しなければならない。</p>

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第3条関係)

給水申込書(変更届)

神戸市水道事業管理者様

年 月 日

次のとおり給水の申込みをします。

神戸市水道条例が契約の内容となります。

お客様番号							水栓番号		所属長	課長	係長	係	
水栓所在地													
区			町		丁目								
			通		字					号室			
(建物名)													
お客様名(フリガナ)													
(電話番号)													
転居先(請求先)住所													
〒			区		町		丁目						
			通		字					号室			
(建物名)													
申込内容													
<input type="checkbox"/> 開栓													
<input type="checkbox"/> 閉栓													
<input type="checkbox"/> 内容変更													
年 月 日													
旧 新													
・用途変更 用 ⇨ 用													
・戸数変更 戸 ⇨ 戸													
・名義変更 (旧名義)													
記事													

第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

特 別 給 水 申 込 書

(あて先)神戸市水道事業管理者

神戸市水道条例が契約の内容となります。

公設消火栓	年 月 日 申込み	受 付	年 月 日	
私設消火栓			第 号	
臨時				
消火栓所在地 若しくは 使用場所	区			
申 込 者 住所・氏名	区			
使用 事項	使用日	年 月 日 ~ 年 月 日		
	使用時間	時 分から 時 分まで	時間	分
		時 分から 時 分まで	時間	分
使用目的			推定使用 水 量	m ³

(注)太線内を記入してください。

使用水量	m ³	摘 要			
臨時調定月日	年 月 日				
お客様番号	— —				
調定金額	円				
		所属長	課長	係長	係

料金は特別料金で算定(但し、消防演習に使用の場合は料金免除)

第10号様式の2を次のように改める。

第10号様式の2(第14条関係)

給水装置工事取消申込書

年 月 日

神戸市水道事業管理者 様

工事申込者

住 所

氏 名

申 請 者

住 所

氏 名

下記のとおり工事の取消を申し込みます。

1. 取消する工事

受付年月日		受付番号		水栓番号	
施工場所					

2. 取 消 理 由(具体的に記入すること。)

別途申請設計書で撤去したため

受付年月日		受付番号		水栓番号	
-------	--	------	--	------	--

上記の工事を取消して、右記により

処理してよろしいか伺います。

決 裁	課長	係長	係

分 担 金	円
完成検査手数料	円
	円
工 事 費	円
違 約 金 (工事費×100/110 の1割)	円
還 付 金	円

第11号様式を次のように改める。

第11号様式 削除

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市交通告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和5年4月11日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

委託者	委託業務	委託期間
姫路市西駅前町1番地 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾 真	落合営業所管理委託業務 西神営業所管理委託業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
	中央南営業所管理委託業務	令和5年4月1日から 令和5年7月31日まで
神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号 山陽バス株式会社 代表取締役社長 長谷川 真一	清水が丘営業所管理委託業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
大阪府池田市井口堂1丁目9番21号 阪急バス株式会社 代表取締役社長 井波 洋	松原営業所管理委託業務 魚崎営業所管理委託業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月29日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第10号

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月条例第17号）の施行に関し、必要な事項については、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則（令和5年3月規則第63号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（旧規則の廃止）

2 神戸市個人情報保護条例施行規則（平成10年3月教育委員会規則第15号）は、廃止する。

（市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部改正）

3 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則（平成15年2月教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（情報の積極的な提供）	（情報の積極的な提供）

<p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の情報提供に<u>当たっては</u>、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の内容を遵守し、個人情報の適正な取扱いについて十分配慮するものとする。</p> <p>（賞罰）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 校長及び教員が児童又は生徒に懲戒を加えるに<u>当たっては</u>、児童又は生徒の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。</p>	<p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の情報提供に<u>当っては</u>、<u>神戸市個人情報保護条例</u>（平成9年10月条例第40号）に基づき、個人情報の適正な取扱いについて十分配慮するものとする。</p> <p>（賞罰）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 校長及び教員が児童又は生徒に懲戒を加えるに<u>当っては</u>、児童又は生徒の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。</p>
--	---

（市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正）

4 神戸市立幼稚園の管理運営に関する規則（平成17年3月教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（情報の積極的な提供）	（情報の積極的な提供）
<p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の情報提供にあたっては、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成15</p>	<p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の情報提供にあたっては、<u>神戸市個人情報保護条例</u>（平成9年10</p>

<p><u>年法律第57号</u>)の内容を遵守し、個人情報の適正な取扱について十分配慮するものとする。</p>	<p><u>月条例第40号</u>)に基づき、個人情報の適正な取扱について十分配慮するものとする。</p>
--	---

(市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

- 5 神戸市立高等学校の管理運営に関する規則(平成17年3月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(情報の積極的な提供)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の情報提供にあたっては、<u>個人情報</u>の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の内容を遵守し、個人情報の適正な取扱について十分配慮するものとする。</p>	<p>(情報の積極的な提供)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の情報提供にあたっては、<u>神戸市個人情報保護条例</u>(平成9年10月条例第40号)に基づき個人情報の適正な取扱について十分配慮するものとする。</p>

(市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

- 6 神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則(平成17年3月教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(情報の積極的な提供)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の情報提供にあたっては、<u>個人情報</u>の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の内容を遵守し、個人情報の適正な取扱いについて十分配慮するものとする。</p>	<p>(情報の積極的な提供)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の情報提供にあたっては、<u>神戸市個人情報保護条例</u>(平成9年10月条例第40号)に基づき、個人情報の適正な取扱いについて十分配慮するものとする。</p>

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第11号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（平成27年3月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第22条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（登録原簿）</p> <p>第2条 <u>法第14条</u>の規定により、神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える博物館登録原簿は、様式第1号によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（登録申請書）</p> <p>第3条 <u>法第12条第1項</u>の登録申請書</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第16条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（登録原簿）</p> <p>第2条 <u>法第10条</u>の規定により、神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える博物館登録原簿は、様式第1号によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（登録申請書）</p> <p>第3条 <u>法第11条</u>の規定により、登録を</p>

は、様式第2号によるものとする。

(登録の審査)

第4条 教育委員会は、法第13条第1項の規定による登録の審査、法第18条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令並びに法第19条第1項の規定による登録の取消しを行なうため必要があるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(変更の届出)

第5条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、様式第3号により速やかに行なうものとする。

(定期報告)

第6条 法第16条の規定による報告は、様式第4号により行うものとする。

(廃止)

第7条 法第20条第1項の規定による廃止の届出は、様式第5号により行うものとする。

受けようとする者は、地方公共団体の設置するものにあつては様式第2号、一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の設置するものにあつては様式第3号による登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(登録要件の審査)

第4条 教育委員会は、法第12条の規定による登録要件の審査及び法第14条第1項の規定による登録の取消しに当たり、必要があるときは実地調査を行い、又は学識経験者若しくは専門機関の意見を徴することができる。

(登録事項等の変更)

第5条 法第13条第1項の規定による変更の届出は、様式第4号により速やかに行なうものとする。ただし、法第11条第2項各号に規定する博物館資料の目録の軽微な変更については、当該年度の3月末日までに届け出るものとする。

(廃止)

第6条 法第15条第1項の規定による廃止の届出は、その事由の生じた日から20日以内に様式第5号により行わなけれ

<p>(公示)</p> <p><u>第8条</u> 教育委員会は、次の各号に掲げる場合は、必要な事項を、市公報に公示する。</p> <p>(1) <u>法第11条</u>の規定による登録をしたとき。</p> <p>(2) <u>法第15条第2項</u>の規定による変更登録をしたとき。</p> <p>(3) <u>法第19条第1項</u>の規定による登録の取消しをしたとき。</p> <p>(4) <u>法第20条第2項</u>の規定による登録を抹消したとき。</p>	<p><u>ばならない。</u></p> <p>(公示)</p> <p><u>第7条</u> 教育委員会は、次の各号に掲げる場合は、必要な事項を、市公報に公示する。</p> <p>(1) <u>法第10条</u>の規定による登録をしたとき。</p> <p>(2) <u>法第13条第2項</u>の規定による変更登録をしたとき。</p> <p>(3) <u>法第14条第1項</u>の規定による登録の取消しをしたとき。</p> <p>(4) <u>法第15条第2項</u>の規定による登録を抹消したとき。</p>
--	---

様式1号から様式5号までを次のように定める。

様式第1号

(表)

博物館登録原簿

事 項	登 録	登録変更	登録変更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	記号番号 第 号		
設 置 者 の 名 称			
設 置 者 の 住 所			
博 物 館 の 名 称			
博 物 館 の 所 在 地			
備 考			

(裏)

摘 要	
-----	--

様式第2号

博物館登録申請書 年 月 日 神戸市教育委員会 宛 設置者 博物館法第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり登録を申請します。 記	
事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

様式第3号

博物館登録申請書変更届

年 月 日

神戸市教育委員会 宛

設置者

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

様式第4号

博物館運営状況報告書

年 月 日

神戸市教育委員会 宛

設置者

博物館法第16条の規定により、下記の資料を添えて報告します。

記

○提供する資料

博物館の運営状況を示す書類

1. 組織の態様を示す書類（職員名簿、組織図等）
2. 職員への研修実績
3. 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業実績を示す書類
4. 博物館資料の目録（区分、数量等の概要）
5. 施設及び設備に関する書類（変更があったもののみ）

以上

様式第5号

博物館廃止届 年 月 日 神戸市教育委員会 宛 設置者 博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。 記	
事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前にされた博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）による改正前の博物館法第11条の登録の申請に係る審査及び処分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の様式第1号の規定は、施行日以後に登録する博物館登録原簿について適用し、同日前に登録される博物館登録原簿については、なお従前の例による。
- 4 改正後の様式第2号、様式第3号及び様式第5号の規定は、施行日以後にされる申請又は届出について適用し、同日前にされる申請又は届出については、なお従前の例による。

神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第12号

神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会公印規則（昭和42年7月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第1 一般公印（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条関係）						別表第1 一般公印（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条関係）					
公印の 名称	ひな型	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	管守 責任 者	用途	公印の 名称	ひな型	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	管守 責任 者	用途
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市 教育委 員会教	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市 教育委 員会教	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

育長印						育長印					
神戸市 教育委員 会事務 局長印	神戸市教 育委員 会事務 局長印	てん 書	方24	総務 課長	事務 局長 の権 限に 属す る公 文書 用						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第13号

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則

神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和42年10月教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（用語の定義）	（用語の定義）
第2条 [略]	第2条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 この規則において「 <u>予約システム</u> 」とは、学校施設開放事業において、学校施設開放運営委員会による運営のほか、インターネットを介して学校施設の空き状況の確認、使用の申込み等学校施設の使用に関する事務を電子計算機により自動的に処理する <u>神戸市学校体育施設予約システム</u> をいう。	5 この規則において「 <u>神戸市学校体育施設予約システム</u> 」とは、学校施設開放事業において、学校施設開放運営委員会による運営のほか、インターネットを介して学校施設の空き状況の確認、使用の申込み等学校施設の使用に関する事務を電子計算機により自動的に処理する <u>システム</u> をいう。

(予約システムの利用者登録)

第8条 予約システムを利用して使用の許可を受けようとする団体は、次に掲げる要件を満たしていることを示した申請書を教育長に提出し、あらかじめ登録を受けるものとする。

(1)～(3) [略]

2 教育長は、前項の登録(以下「利用者登録」という。)を受けた団体が、学校施設の管理運営上重大な支障が生じる行為又は生じる恐れがあると認められる行為をした場合、当該団体の利用者登録を廃止し、又は当該団体の予約システムの利用を制限することができる。

3 前項の規定により利用者登録を廃止した団体については、再度の登録をすることができない。

(神戸市学校体育施設予約システムの利用者登録)

第8条 神戸市学校体育施設予約システムを利用して使用の許可を受けようとする団体は、次に掲げる要件を満たしていることを示した申請書を教育長に提出し、あらかじめ登録を受けるものとする。

(1)～(3) [略]

様式第4号中「神戸市教育長 様」を「神戸市教育長 あて」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

工業高等専門学校の地方独立行政法人化に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第14号

工業高等専門学校の地方独立行政法人化に伴う関係規則の整備に関する規則

(市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則(昭和27年6月教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 神戸市立学校の授業料等に関する条例(以下「条例」という。) <u>第11条</u>の規定により、神戸市立学校の授業料等の徴収その他については、別に定めがあるものを除く外、この規則の定めるところによる。</p> <p>第4条</p>	<p>第1条 神戸市立学校の授業料等に関する条例(以下「条例」という。) <u>第12条</u>の規定により、神戸市立学校の授業料等の徴収その他については、別に定めがあるものを除く外、この規則の定めるところによる。</p> <p>第4条 <u>条例第2条第1項第1号に規定する入学選抜料は入学願書提出の際に、入学金は高等専門学校に入学手続をする際に徴収する。</u></p>

条例第2条第1項第2号に規定する入学選抜料は入学願書提出の際に、入学金は高等学校に入学手続をする際に徴収する。

2 [略]

第7条 高等学校に在学する者で、高等学校長（以下「校長」という。）の許可を受けて留学する者については、留学した日の属する月の翌月（月の初日において留学した場合は、当該留学した日の属する月）から復帰した日の属する月の前月までの授業料を免除する。ただし、学期の初めにおいて、始業日前に留学した者については、留学した日にかかわらずその月から免除する。

第8条 条例第6条第1項第1号又は第2項第1号により、授業料の免除又は減額を受けようとする者は、免除又は減額を受けようとする学年の初めに、所定の授業料減免申請書に、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受ける者又はその扶養家族であることを証明する福祉事務所長の証明書（高等学校に在学する者については、併せて、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7に定める高等学校等就学費（以下単に「高等学校

2 条例第2条第1項第2号に規定する入学選抜料は入学願書提出の際に、入学金は高等学校に入学手続をする際に徴収する。

3 [略]

第7条 高等専門学校又は高等学校に在学する者で、高等専門学校長又は高等学校長（以下「校長」という。）の許可を受けて留学する者については、留学した日の属する月の翌月（月の初日において留学した場合は、当該留学した日の属する月）から復帰した日の属する月の前月までの授業料を免除する。ただし、学期の初めにおいて、始業日前に留学した者については、留学した日にかかわらずその月から免除する。

第8条 条例第6条第1項第1号又は第2項第1号により、授業料の免除又は減額を受けようとする者は、免除又は減額を受けようとする学年の初めに、所定の授業料減免申請書に、生活保護法による生活扶助を受ける者又はその扶養家族であることを証明する福祉事務所長の証明書（高等学校又は高等専門学校に在学する者については、併せて、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7に定める高等学校等就学費（以下単に「高等学校等就学

等就学費」という。)の受給状況に関する福祉事務所長の証明書)を添えて、それぞれ校長又は教育長に提出し許可を受けなければならない。

2、3 [略]

第9条 条例第6条第1項第4号に規定する教育委員会が特に必要があると認める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に在学する者で、前条に規定する者を除く生活困窮者又はその扶養家族であって、特に免除の必要があると認める者

(2)～(4) [略]

2 条例第6条第2項第2号に規定する教育委員会が特に必要があると認める者は、次の各号に掲げる者とし、当該各号に定めるところにより授業料を減額する。

(1) 高等学校の全日制の課程に在学する者で、生活困難のため学資の負担にたえがたい者

授業料の2分の1相当額の減額

(2)、(3) [略]

3、4 [略]

第12条 [略]

費」という。)の受給状況に関する福祉事務所長の証明書)を添えて、それぞれ校長又は教育長に提出し許可を受けなければならない。

2、3 [略]

第9条 条例第6条第1項第4号に規定する教育委員会が特に必要があると認める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 高等専門学校、高等学校の全日制の課程又は高等学校の定時制の課程に在学する者で、前条に規定する者を除く生活困窮者又はその扶養家族であって、特に免除の必要があると認める者

(2)～(4) [略]

2 条例第6条第2項第2号に規定する教育委員会が特に必要があると認める者は、次の各号に掲げる者とし、当該各号に定めるところにより授業料を減額する。

(1) 高等専門学校又は高等学校の全日制の課程に在学する者で、生活困難のため学資の負担にたえがたい者

授業料の2分の1相当額の減額

(2)、(3) [略]

3、4 [略]

第12条 [略]

2 教育長が定める減免受付期間の経過後授業料減免申請書を教育長に提出した高等学校に在学する者については、前項に規定する開始月を校長又は教育長が申請書を受理した月とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、当該年度に限って開始月を変更することができる。

3 前2項に規定する減免期間を超えて引き続き免除又は減額を受けようとする者は、次の学年において教育長が定める減免受付期間に、新たに第10条に規定する申請手続きを行わなければならない。

第13条 高等学校に在学する者で、授業料の免除又は減額を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに所定の授業料減免理由消滅・変更届を校長を経て教育長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

2 高等専門学校に在学する者の減免期間は、当該学年の初めから学年末までとする。

3 教育長が定める減免受付期間の経過後授業料減免申請書を教育長に提出した高等専門学校又は高等学校に在学する者については、前2項に規定する開始月を校長又は教育長が申請書を受理した月とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、当該年度に限って開始月を変更することができる。

4 前3項に規定する減免期間を超えて引き続き免除又は減額を受けようとする者は、次の学年において教育長が定める減免受付期間に、新たに第10条に規定する申請手続きを行わなければならない。

第13条 高等専門学校又は高等学校に在学する者で、授業料の免除又は減額を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに所定の授業料減免理由消滅・変更届を校長を経て教育長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 神戸市教育委員会公印規則（昭和42年7月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第2 印版（第2条、第6条関係）						別表第2 印版（第2条、第6条関係）					
公印 の 名 称	ひな型	書体	寸法 (ミ リ メ ー ト ル)	管守 責任 者	用途	公印 の 名 称	ひな型	書体	寸法 (ミ リ メ ー ト ル)	管守 責任 者	用途
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸 市教 育委 員会 教育 長印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸 市教 育委 員会 教育 長印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
						神戸 市立 工業 高等 専門 学校 長印	神戸市立工 業高等専門 学校長印	てん 書	方9	総務 課長	工業 高等 専門 学校 長が 行う 学生

					証 発 行 事 務 専 用
--	--	--	--	--	---------------------------------

(市立学校施設目的外使用規則の一部改正)

第3条 神戸市立学校施設目的外使用規則(昭和42年10月教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前								
別表(第5条関係)							別表(第5条関係)								
使用区分	使用時間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	終 日	使用区分	使用時間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	終 日
		(((午	夜	((((午	夜	(
		9	13	17	後	間	9			9	13	17	後	間	9
		時	時	時	((時			時	時	時	((時
		~	~	~	9	13	~			~	~	~	9	13	~
		13	17	21	時	時	21			13	17	21	時	時	21
		時	時	時	~	~	時			時	時	時	~1	~	時
)))	17	21))))	7	21)		
				時	時						時	時			
))))			

講 堂	高等 学校	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	講 堂	高等 専門 学校	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		高等 学校	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
校 庭	高等 学校	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	校 庭	高等 専門 学校	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		高等 学校	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

(教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部改正)

第4条 教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則(昭和46年12月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;">(学校勤務職員の特例)</p> <p>第5条 学校に勤務する職員のうち神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第3号に掲げる教育職給料表(2)、教育職給料表(3)及び教育職給料表(5)の適用を受けるものの勤務時間は、教育委員会が業務の状態に応じてその割振りを定める。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(週休日の振替等)</p> <p>第8条 <u>神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則</u>(平成6年12月人委規則第7号)第7条に関して教育委員会規則で定める期間は、週休日とされた日において当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする16週間後までの期間とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">特別の勤務に従</td> <td style="width: 25%;">勤務時間</td> <td style="width: 25%;">休憩</td> <td style="width: 25%;">週休</td> </tr> </table>	特別の勤務に従	勤務時間	休憩	週休	<p style="text-align: center;">(学校勤務職員の特例)</p> <p>第5条 学校に勤務する職員のうち神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第3号に掲げる教育職給料表(2)、<u>教育職給料表(3)、教育職給料表(4)</u>及び教育職給料表(5)の適用を受けるものの勤務時間は、教育委員会が業務の状態に応じてその割振りを定める。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(週休日の振替等)</p> <p>第8条 <u>神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行の規則</u>(平成6年12月人委規則第7号)第7条に関して教育委員会規則で定める期間は、週休日とされた日において当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする16週間後までの期間とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">特別の勤務に従</td> <td style="width: 25%;">勤務時間</td> <td style="width: 25%;">休憩</td> <td style="width: 25%;">週休</td> </tr> </table>	特別の勤務に従	勤務時間	休憩	週休
特別の勤務に従	勤務時間	休憩	週休						
特別の勤務に従	勤務時間	休憩	週休						

事する職員				時間	日
所 属	勤 務 先	職名	職種 名等	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
垂水 学校 給食 共同 調理 場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

事する職員				時間	日
所 属	勤 務 先	職名	職種 名等	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
垂水 学校 給食 共同 調理 場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
工業 高等 専門 学校 事務 室	事務 職員 技術 職員	一般 事務 司書 土木 電気 機械 化学 自動 車整 備 技士 保健 師	午前8時 30分から 午後5時 15分まで	60分	土 曜 日 、 日 曜 日
		管理 員 施設 管理 員	午前7時 15分から 午後4時 まで		

別表2 (第3条関係)

特別の勤務に従事する職員				勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日
所屬	勤務先	職名	職種名等	の区分			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
垂水	学校給食共同調理場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表2 (第3条関係)

特別の勤務に従事する職員				勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日
所屬	勤務先	職名	職種名等	の区分			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
垂水	学校給食共同調理場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
工業	事務	一般	事務	A 勤	午前10時15分から午後5時15分まで	60分	土曜日、日曜日
		司書		B 勤	午前11時15分から午後6時15分まで		

			C 勤	午後 12時 15分 から 午後 7時 15分 まで	
			土木 電気 機械 化学	午前 8時 30分 から 午後 5時 15分 まで	日 曜 日 並 び に 土 曜 日 及 び 1 週 間 を 通 じ 平 日 1 日

(市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例)

施行規則の一部改正)

第5条 神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和57年9月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年1月条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の<u>手続等</u>条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年1月条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、<u>高等学校</u>、<u>高等専門学校</u>及び特別支援学校（以下「学校」という。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の<u>手続等</u>条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第6条 神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育委員会職員特殊勤務手当)	(教育委員会職員特殊勤務手当)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員(事務職員、技術職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。	3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 <u>高等専門学校</u> 又は特別支援学校に勤務する職員(事務職員、技術職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
4～6 [略]	4～6 [略]

(市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部改正)

第7条 神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則(令和4年4月教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 神戸市立学校園 神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）第3条に規定する学校園をいう。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 神戸市立学校園 神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）第3条に規定する学校園<u>（高等専門学校は除く。）</u>をいう。</p> <p>(4) [略]</p>

（市立工業高等専門学校学則の廃止）

第8条 神戸市立工業高等専門学校学則（昭和38年1月教育委員会規則第10号）は、廃止する。

（市立工業高等専門学校事務分掌規則の廃止）

第9条 神戸市立工業高等専門学校事務分掌規則（昭和38年3月教育委員会規則第23号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第5条の規定による改正前の神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第1条の規定は、施行日前に支給すべき事由が生じた神戸市立の高等専門学校の学校医等(同条に規定する学校医等をいう。)の補償については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第6条の規定による改正前の神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則第2条第3項の規定は、施行日前において同項各号に規定する業務に従事する職員であった者の施行日前の勤務に係る教育委員会職員特殊勤務手当については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第15号

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条 [略]	第2条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 事務局に <u>局長、部長、課長</u> を、部に <u>課長、係長</u> を、課、課に相当する室及び課内室に <u>係長</u> 、総括班長を置くことができる。	4 事務局に <u>担当局長、担当部長、担当課長</u> を、部に <u>担当課長、担当係長</u> を、課、課に相当する室及び課内室に <u>担当係長</u> 、総括班長を置くことができる。
5～9 [略]	5～9 [略]
10 <u>局長、部長及び課長</u> は、上司の命を受け、所掌事務を総括し、所属職員を指揮監督する。 <u>局長、部長、課長</u> には、	10 <u>担当局長、担当部長及び担当課長</u> は、上司の命を受け、所掌事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

その担当する所管事務に係る名称を冠することができる。

11 係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
係長には、その担当する所管事務に係る名称を冠することができる。

12 [略]

13 局長、部長、課長、係長及び総括班長の所掌事務は、教育長が定める。

第6条 事務局長及び教育次長に事故あるときは、所管の局長又は部長が、その事務を、代理又は代決し、事務局長及び教育次長が欠けたときは、総務部長又は教育委員会があらかじめ指定する職員が、その事務を代理する。

2 局長又は部長に事故があるときは、所管の部長又は課長がその事務を代決する。

3 課長、課に相当する室長に事故があるときは、所管の係長がその事務を代決する。

第15条 児童生徒課は、次の事務を分掌する。

(1) 児童及び生徒の健全育成（生徒指導を含む。）に関すること。

11 担当係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

12 [略]

13 担当局長、担当部長、担当課長、担当係長及び総括班長の所掌事務は、教育長が定める。

第6条 事務局長及び教育次長に事故あるときは、所管の担当局長、部長又は担当部長が、その事務を、代理又は代決し、事務局長及び教育次長が欠けたときは、総務部長又は教育委員会があらかじめ指定する職員が、その事務を代理する。

2 担当局長、部長又は担当部長に事故があるときは、所管の担当部長、課長又は担当課長がその事務を代決する。

3 課長、課に相当する室長又は担当課長に事故があるときは、所管の係長又は担当係長がその事務を代決する。

第15条 児童生徒課は、次の事務を分掌する。

(1) 青少年育成センターに関すること。

<p>(2) <u>児童及び生徒の生活指導及び交通安全指導</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の部活動</u>に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>青少年育成センター</u>に関すること。</p>	<p>(2) <u>生徒指導の調査、連絡調整及び専門的事項の指導</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>児童及び生徒の生活指導及び交通安全指導</u>に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の部活動</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>その他児童及び生徒に関すること</u>。</p>
---	---

(教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の組織に関する規則（昭和41年4月教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育機関の分類・職制)	(教育機関の分類・職制)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 教育長は、前項に定める職制のほか、 <u>課長又は係長</u> を置くことができる。	2 教育長は、前項に定める職制のほか、 <u>担当課長又は担当係長</u> を置くことができる。
3 [略]	3 [略]

(職務)

第4条 [略]

2 副所長、課長及び係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3～7 [略]

(職務の代行等)

第5条 第1類教育機関の長に事故があるとき、又は当該教育機関の長が欠けたときは、当該教育機関の副所長又は課長が、その所掌事務について職務を代行又は代理する。

2 第2類教育機関の長に事故があるとき、又は当該教育機関の長が欠けたときは、当該教育機関の課長又は係長が、その所掌事務について職務を代行又は代理する。

3、4 [略]

別表 (第6条関係)

1—1、2—1 [略]

3—1 青少年育成センター

(1)～(6) [略]

4—1 神出自然教育園

(1)～(3) [略]

(職務)

第4条 [略]

2 副所長、担当課長、係長及び担当係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3～7 [略]

(職務の代行等)

第5条 第1類教育機関の長に事故があるとき、又は当該教育機関の長が欠けたときは、当該教育機関の副所長又は担当課長が、その所掌事務について職務を代行又は代理する。

2 第2類教育機関の長に事故があるとき、又は当該教育機関の長が欠けたときは、当該教育機関の担当課長、係長又は担当係長が、その所掌事務について職務を代行又は代理する。

3、4 [略]

別表 (第6条関係)

1—1、2—1 [略]

3—1 青少年育成センター

(1) 青少年育成センターに属する庶務に関すること。

(2)～(7) [略]

4—1 神出自然教育園

(1) 神出自然教育園に属する庶務に関すること。

(2)～(4) [略]

<p>4－2 学校給食共同調理場</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>4－2 学校給食共同調理場</p> <p>(1) <u>学校給食共同調理場に属する 庶務に関すること。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p>
---	---

(教育委員会職員職名規則の一部改正)

第3条 神戸市教育委員会職員職名規則（昭和27年5月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
別表第1（第4条第1項関係）	別表第1（第4条第1項関係）												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">補職名</th> <th style="width: 50%;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長、教育次長、<u>局長</u>、地区統括官、部長、<u>所長</u>、課長、室長、学校法務専門官、係長、総括班長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	補職名	職名	事務局長、教育次長、 <u>局長</u> 、地区統括官、部長、 <u>所長</u> 、課長、室長、学校法務専門官、係長、総括班長	[略]	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">補職名</th> <th style="width: 50%;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長、教育次長、<u>担当</u>局長、地区統括官、部長、<u>所長</u>、<u>担当</u>部長、課長、室長、<u>担当</u>課長、学校法務専門官、係長、<u>担当</u>係長、総括班長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	補職名	職名	事務局長、教育次長、 <u>担当</u> 局長、地区統括官、部長、 <u>所長</u> 、 <u>担当</u> 部長、課長、室長、 <u>担当</u> 課長、学校法務専門官、係長、 <u>担当</u> 係長、総括班長	[略]	[略]	[略]
補職名	職名												
事務局長、教育次長、 <u>局長</u> 、地区統括官、部長、 <u>所長</u> 、課長、室長、学校法務専門官、係長、総括班長	[略]												
[略]	[略]												
補職名	職名												
事務局長、教育次長、 <u>担当</u> 局長、地区統括官、部長、 <u>所長</u> 、 <u>担当</u> 部長、課長、室長、 <u>担当</u> 課長、学校法務専門官、係長、 <u>担当</u> 係長、総括班長	[略]												
[略]	[略]												

(教育委員会調査統計事務取扱規則の一部改正)

第4条 神戸市教育委員会調査統計事務取扱規則（昭和30年7月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(調査統計の実施)	(調査統計の実施)
<p>第4条 調査統計を行おうとする場合には、調査実施者は、法律又はこれに基く規程に別段の定がある場合を除き、次に掲げる事項について、あらかじめ<u>総務部総務課課長（政策調整担当）</u>に協議しなければならない。ただし、急施を要し、あらかじめ協議するいとまのないときは、事前に調査内容を<u>総務部総務課課長（政策調整担当）</u>に通知してのち行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 前項の協議ののち、調査統計を中止し、又は協議した事項を変更するには、更に<u>総務部総務課課長（政策調整担当）</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前項の調査番号は、<u>総務部総務課課長（政策調整担当）</u>が掌理する。</p> <p style="text-align: center;">(調査統計の調整)</p>	<p>第4条 調査統計を行おうとする場合には、調査実施者は、法律又はこれに基く規程に別段の定がある場合を除き、次に掲げる事項について、あらかじめ<u>総務部政策調整担当課長</u>に協議しなければならない。ただし、急施を要し、あらかじめ協議するいとまのないときは、事前に調査内容を<u>総務部政策調整担当課長</u>に通知してのち行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 前項の協議ののち、調査統計を中止し、又は協議した事項を変更するには、更に<u>総務部政策調整担当課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前項の調査番号は、<u>総務部政策調整担当課長</u>が掌理する。</p> <p style="text-align: center;">(調査統計の調整)</p>

第6条 総務部総務課課長（政策調整担当）は、調査統計の実施に関し、内容の重複、期間の競合その他の理由により報告、収集等につき支障の生ずることのないよう調整をはからなければならない。

2 総務部総務課課長（政策調整担当）は、必要があると認めるときは、教育長の決裁を得て、関係各行政機関又は調査実施者に対し、調査統計の実施、変更又は中止を求めることができる。

（調査統計結果の処理）

第7条 委員会の調査実施者は、調査統計の結果をすみやかに分析し、総務部総務課課長（政策調整担当）に回覧すると共に、必要と認めるものは、委員会に報告しなければならない。

2 [略]

3 委員会の調査実施者は、第1条の目的を達成するため、調査統計結果を整備し、また総務部総務課課長（政策調整担当）は、調査統計結果の概要を総括しなければならない。

（教育委員会公印規則の一部改正）

第5条 神戸市教育委員会公印規則（昭和42年7月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

第6条 総務部政策調整担当課長は、調査統計の実施に関し、内容の重複、期間の競合その他の理由により報告、収集等につき支障の生ずることのないよう調整をはからなければならない。

2 総務部政策調整担当課長は、必要があると認めるときは、教育長の決裁を得て、関係各行政機関又は調査実施者に対し、調査統計の実施、変更又は中止を求めることができる。

（調査統計結果の処理）

第7条 委員会の調査実施者は、調査統計の結果をすみやかに分析し、総務部政策調整担当課長に回覧すると共に、必要と認めるものは、委員会に報告しなければならない。

2 [略]

3 委員会の調査実施者は、第1条の目的を達成するため、調査統計結果を整備し、また総務部政策調整担当課長は、調査統計結果の概要を総括しなければならない。

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（電子計算機による公印）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の規定により、公印の押印に代えて、電子印を使用する場合は、次に掲げる手続きによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総務課長は、前号の申請を承認するときは、<u>学校支援部学校経営支援課課長(情報監理担当)</u>と協議の上、電子印影の不当な使用、更新、破壊等を防止するシステム機能等を措置した上で、第6号様式による電子印使用承認書を交付する。</p>	<p style="text-align: center;">（電子計算機による公印）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の規定により、公印の押印に代えて、電子印を使用する場合は、次に掲げる手続きによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総務課長は、前号の申請を承認するときは、<u>学校支援部情報監理担当課長</u>と協議の上、電子印影の不当な使用、更新、破壊等を防止するシステム機能等を措置した上で、第6号様式による電子印使用承認書を交付する。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第16号

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則

神戸市就学援助規則（平成12年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 就学援助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、神戸市内に住所を有しており<u>小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程に在学する児童若しくは生徒又は次年度に小学校若しくは義務教育学校に入学を予定している就学予定者の保護者</u>（神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）第10条第3項の規定により区の長により区域外就学を承</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 就学援助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、神戸市内に住所を有しており<u>神戸市立小学校、神戸市立中学校、神戸市立義務教育学校又は兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程に在学する児童又は生徒</u>（兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程にあつては、<u>教育長が特に必要があると認める者に限る。</u>）並びに神戸市内に住所を有しており次年度に神戸市立小学校又は神戸市立義務教育学校に入学を予定</p>

諾された児童又は生徒の保護者を含む。)であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、就学予定者の保護者にあつては、(1)を除く。

(1)～(4) [略]

(援助費)

第3条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。ただし、対象者が次の各号に掲げる者であるときは、その者が受けることのできる就学援助の費目は、当該各号に定める費目とする。

(1) 生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者 別表2の項、5の項、8の項、9の項、11の項及び13の項に規定する費目

(2) 国立又は私立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在学している児童又は生徒の保護者 別表4の項、10の項、11の項、12の項に規定する費目を除く費目

(3) 兵庫県立芦屋国際中等教育学校の前期課程に在学する生徒の保護者 別表10の項、11の項に規定す

している就学予定者の保護者（神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）第10条第3項の規定により区の長により区域外就学を承諾された児童及び生徒の保護者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、就学予定者の保護者にあつては、(1)を除く。

(1)～(4) [略]

(援助費)

第3条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者が受けることのできる就学援助の費目は、別表2の項、5の項、8の項、9の項、11の項及び13の項とする。

る費目を除く費目

2、3 [略]

(終了)

第9条 教育長は次の各号に掲げるもののほか、前条第1号から第3号までの届出があった場合は、第6条に規定する認定期間中であっても、被認定者に該当する者でなくなった日の属する月の末日をもって就学援助の終了を決定する。ただし、届出に係る事由の発生した日が月の初日である場合は、当該事由の発生日の属する月の前の月の末日を就学援助の終了の日とする。

(1) [略]

(2) 被認定者の児童又は生徒が市外に転出したとき

(3) [略]

別表（第3条関係）

項	項目	定義
1	学用品 費用 学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費及び小学校（義務教育学校の前期課程を含む。7の項を除き、以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び <u>中等教育学校の前期課程</u> を含む。7の項を除き、以下同じ。）の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費
[略]	[略]	[略]

2、3 [略]

(終了)

第9条 教育長は次の各号に掲げるもののほか、前条第1号から第3号の届け出があった場合は、第6条に規定する認定期間中であっても、被認定者に該当する者でなくなった日の属する月の末日をもって就学援助の終了を決定する。ただし、届け出に係る事由の発生した日が月の初日である場合は、当該事由の発生日の属する月の前の月の末日を就学援助の終了の日とする。

(1) [略]

(2) 被認定者の児童又は生徒が神戸市立以外の小学校、中学校又は義務教育学校に転出したとき

(3) [略]

別表（第3条関係）

項	項目	定義
1	学用品 費用 学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費及び小学校（義務教育学校の前期課程を含む。7の項を除き、以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。7の項を除き、以下同じ。）の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費
[略]	[略]	[略]

7	新入 学児 童生 徒学 用品 費	小学校、中学校又は義務 教育学校に入学する者 (義務教育学校にあって は、後期課程の第1学年 に進級する者を含む。)が 通常必要とする学用品及 び通学用品の購入費(小 学校、中学校、義務教育 学校又は中等教育学校の 前期課程への入学(義務 教育学校の後期課程の第 1学年への進級を含む。) にあたり、それぞれ1回 に限る。)	7	新入 学児 童生 徒学 用品 費	小学校、中学校又は義務 教育学校に入学する者 (義務教育学校にあって は、後期課程の第1学年 に進級する者を含む。)が 通常必要とする学用品及 び通学用品の購入費(小 学校、中学校又は義務教 育学校への入学(義務教 育学校の後期課程の第1 学年への進級を含む。)に あたり、それぞれ1回に 限る。)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則及び神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第17号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則及び神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則

(学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則(昭和28年7月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1(第3条関係)			別表第1(第3条関係)		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
有野 (有野町(有野(市道有野藤原線以北、市道有野藤原線以南(堀越地区を除く。))、二郎)、有野中町1~4、藤原	有野	有野町(有野(市道有野藤原線以北、市道有野藤原線以南(堀越地区を除く。))、二郎)、有野中町1~4、藤原	有野 (有野町(有野(市道有野藤原線以北(北神星和台団地を除く。))、市道有野藤原線以南(堀越地区を除く。))、二	有野	有野町(有野(市道有野藤原線以北(北神星和台団地を除く。))、市道有野藤原線以南(堀越地区を除く。))、二

藤原線以北)、二郎) 有野中町2～4、藤原台北町6を除く。)		台中町1～6・8、藤原台北町1～4・6	藤原線以北)、二郎) 有野中町2～4、藤原台北町6を除く。)		郎(北神星和台団地を除く。))、有野中町1～4、藤原台中町1～6・8、藤原台北町1～4・6
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
有野北町(有野(市道有野藤原線以北)、二郎) 有野中町2～4、藤原台北町6を加える。)	西山	京地、西山、藤原台北町5・7、菖蒲が丘	有野北町(有野(市道有野藤原線以北)、二郎) 有野中町2～4、藤原台北町6を加える。)	西山	京地、西山、藤原台北町5・7、 <u>八多町(北神星和台団地)</u> 、有野町(有野(北神星和台団地))、二郎(北神星和台団地))、菖蒲が丘
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
義務教育学校 八多学園		八多町	八多	八多	八多町(北神星和台団地を除く。)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

福 田 (美山 台 3、 東垂水 町(菅 ノ口、 流田)、 乙木 1 ～ 3、 東垂水 3、上 高丸 2、高 丸 4 (8 番)・5 ～ 8、 千鳥が 丘 3 (9 番)、山 手 8 を 除く。)	名谷	名谷町(奥畑地区、神 戸淡路鳴門自動車道 以西、第二神明道路 以南、社谷土地区画 整理事業区域を除 く。)、神和台 1～3	福 田 (美山 台 3、 東垂水 町(菅 ノ口、 流田)、 乙木 1 ～ 3、 東垂水 3、上 高丸 2、高 丸 4 (8 番)・5 ～ 8、 千鳥が 丘 3 (9 番)、山 手 8 を 除く。)	名谷	名谷町(奥畑地区、神 戸淡路鳴門自動車道 以西、第二神明道路 以南、 <u>1191番地の7</u> ～16、社谷土地区画 整理事業区域を除 く。)、神和台 1～3
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(市立幼稚園園則の一部改正)

第 2 条 神戸市立幼稚園園則(昭和23年12月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p>第1条 本市立幼稚園は、学校教育法 <u>（昭和22年法律第26号）</u> に基づいて幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。</p> <p>第7条 教育課程、教育週数及び教育時間は、幼稚園教育要領 <u>（平成29年文部科学省告示62号）</u> に基づき園長がこれを定める。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 60%;">小学校又は義務教育学校</th> <th style="width: 30%;">幼稚園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td><u>八多学園</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	区	小学校又は義務教育学校	幼稚園	[略]	[略]	[略]	北区	<u>八多学園</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第1条 本市立幼稚園は、学校教育法に基づいて幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。</p> <p>第7条 教育課程、教育週数及び教育時間は、幼稚園教育要領に基づき園長がこれを定める。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 60%;">小学校又は義務教育学校</th> <th style="width: 30%;">幼稚園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td><u>八多</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	区	小学校又は義務教育学校	幼稚園	[略]	[略]	[略]	北区	<u>八多</u>	[略]	[略]	[略]	[略]
区	小学校又は義務教育学校	幼稚園																							
[略]	[略]	[略]																							
北区	<u>八多学園</u>	[略]																							
[略]	[略]	[略]																							
区	小学校又は義務教育学校	幼稚園																							
[略]	[略]	[略]																							
北区	<u>八多</u>	[略]																							
[略]	[略]	[略]																							

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則別表第1有野の項、西山の項及び名谷の項の改正規定は、公布の日から施行する。

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年3月29日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第18号

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和2年12月条例第32号）附則第1項ただし書に規定する教育委員会規則で定める日は、令和5年4月1日とする。

工業高等専門学校¹の地方独立行政法人化に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月29日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育長訓令甲第3号

工業高等専門学校¹の地方独立行政法人化に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(教育長権限事務委任規程の一部改正)

第1条 教育長権限事務委任規程(昭和42年7月教育長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(委任事項・受任職員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、異例に属するものの事務処理については、教育長の決裁を経てこれを行うものとする。</p>	<p>(委任事項・受任職員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2</u> <u>高等専門学校施設の目的外使用の使用許可に関する事務は、高等専門学校長にこれを委任する。</u></p> <p><u>3</u> 前2項の規定にかかわらず、異例に属するものの事務処理については、教育長の決裁を経てこれを行うものとする。</p>

(教育委員会事務局等専決規程の一部改正)

第2条 教育委員会事務局等専決規程（平成29年4月教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（課長、課に相当する室長、担当課長及び第2類教育機関の長の専決事項）</p> <p>第4条 課長、課に相当する室長、担当課長及び第2類教育機関の長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、担当課長及び第2類教育機関の長専決事項の項に規定する事項を専決するものとする。</p> <p>課長、課に相当する室長、担当課長及び第2類教育機関の長専決事項 [略]</p> <p>監理室長専決事項 [略]</p> <p>総務部総務課長専決事項 [略]</p> <p>総務部政策調整担当課長専決事項 [略]</p>	<p>（課長、課に相当する室長、担当課長及び第2類教育機関の長の専決事項）</p> <p>第4条 課長、課に相当する室長、担当課長及び第2類教育機関の長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、担当課長及び第2類教育機関の長専決事項の項に規定する事項を専決するものとする。</p> <p>課長、課に相当する室長、担当課長及び第2類教育機関の長専決事項 [略]</p> <p>監理室長専決事項 [略]</p> <p>総務部総務課長専決事項 [略]</p> <p>総務部政策調整担当課長専決事項 [略]</p>

総務部教職員課長専決事項

- (1)、(2) [略]
- (3) 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条に規定する教職員並びに高等学校及び特別支援学校の講師及び実習助手（非常勤のものに限る。）の任免に関する事。

(4)～(8) [略]

学校支援部学校経営支援課長専決事項 [略]

学校支援部学校環境整備課長専決事項 [略]

学校支援部健康教育課長専決事項 [略]

学校教育部学校教育課長専決事項 [略]

(学校長専決事項)

第7条 学校長の専決事項は、次のとおりとする。

学校長専決事項

(1)～(10) [略]

高等学校長専決事項 [略]

第9条 削除

総務部教職員課長専決事項

- (1)(2) [略]
- (3) 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条に規定する教職員並びに高等学校、特別支援学校及び高等専門学校の講師及び実習助手（非常勤のものに限る。）の任免に関する事。

(4)～(8) [略]

学校支援部学校経営支援課長専決事項 [略]

学校支援部学校環境整備課長専決事項 [略]

学校支援部健康教育課長専決事項 [略]

学校教育部学校教育課長専決事項 [略]

(学校長専決事項)

第7条 学校長の専決事項は、次のとおりとする。

学校長 (高等専門学校長を除く。) 専決事項

(1)～(10) [略]

高等学校長専決事項 [略]

(高等専門学校長及び高等専門学校事務室長専決事項)

第9条 高等専門学校長及び高等専門

学校事務室長の専決事項は、次のとおりとする。

高等専門学校長専決事項

(1) 別表第1及び別表第2に定める部長の決裁区分に属する事項に関すること。ただし、高等専門学校長は、別表第1の規定にかかわらず、自らの1日以内の休暇、欠勤、職務専念義務の免除及び市外旅行命令に関する事項を処理することができる。

(2) 別表第1に定める高等専門学校長の決裁区分に属する事項に関すること。

(3) 勤務時間規則に規定する勤務時間の割振りに関すること。

(4) 重要でない照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等に関すること。

(5) 軽易定例なもの以外の諸証明に関すること。

(6) その他前各号に準ずる事項に関すること。

高等専門学校事務室長専決事項

(1) 別表第1及び別表第2に定める部長の決裁区分に属する事項に関すること。ただし、高等専門学校事務室長は、別表第1の規定にかかわらず、自らの1日以内の休暇、

	<p><u>欠勤、職務専念義務の免除及び市外旅行命令に関する事項を処理することができる。</u></p> <p>(2) <u>別表第1及び別表第2に定める高等専門学校事務室長の決裁区分に属する事項に関すること。</u></p> <p>(3) <u>公簿の閲覧に関すること。</u></p> <p>(4) <u>公文書の公開に係る軽易な事項に関すること。</u></p> <p>(5) <u>既発行証書類の再発行に関すること。ただし、卒業又は修了証書及び債権証書を除く。</u></p> <p>(6) <u>軽易定例な次に掲げる事項に関すること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>告示、公示その他公示</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申等</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ウ <u>諸証明</u></p> <p>(7) <u>保存期間満了文書の廃棄決定に関すること。</u></p> <p>(8) <u>市外通話に関すること。</u></p> <p>(9) <u>その他前各号に準ずる事項に関すること。</u></p>
--	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後											改正前												
別表第1（第2条—第10条関係）											別表第1（第2条—第10条関係）												
人事関係事務											人事関係事務												
決裁区分 決裁事項	教育長	局長	部長及び担当部長（※は総務部長のみ）	課長、課に相当する室長及び担当課長	教職員課長	教育機関の長			副校長、准校長	備考	決裁区分 決裁事項	教育長	局長	部長及び担当部長（※は総務部長のみ）	課長、課に相当する室長及び担当課長	教職員課長	教育機関の長				副校長、准校長	備考	
						2類の長	3類の長	学校長									2類の長	3類の長	高等専門学校の校長	高等専門学校の事務室長			高等専門学校の校長
任用（補職を含む）及び退職	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	任用（補職を含む）及び退職	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	会計事務年度の任用	[略]	[略]	[略]	
採用	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	採用	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	—	—	[略]	[略]	[略]
特別職非常勤職員の委嘱・報酬等勤務条件の決定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	特別職非常勤職員の委嘱・報酬等勤務条件の決定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	—	—	[略]	[略]	[略]
休職 専従休職	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	休職 専従休職	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	—	—	[略]	[略]	[略]
	その他	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		その他	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	—	—	[略]	[略]

給与 (会 計年 度任 用職 員を 除 く。)	給料	決	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		支	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
会計 年度 任用 職員 の給 与等 含 む。)	給料	決	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		支	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
手当 (相 当す る報 酬及 び費 用弁 償を 含 む。)	手当	認	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		支	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
服 務	休暇の 付与		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

給与 (会 計年 度任 用職 員を 除 く。)	給料	決	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		支	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
会計 年度 任用 職員 の給 与等 含 む。)	給料	決	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		支	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
手当 (相 当す る報 酬及 び費 用弁 償を 含 む。)	手当	認	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		支	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
服 務	休暇の 付与		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

職務専念義務の免除	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
欠勤の承認	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
勤務命令（時間外・休日等）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
旅行命令	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
営利企業への従事等の許可	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
公務災害（非常勤職員）	認定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	補償	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>(注) [略]</p> <p>(1) 事務局 教育委員会事務局の他教育機関（学校を除く。）を含む。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 部長相当 部長、担当部長、所長</p>										

職務専念義務の免除	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	教 授・ 属 准 教 職 授 等 員	[略]	[略]
欠勤の承認	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	教 授・ 属 准 教 職 授 等 員	[略]	[略]
勤務命令（時間外・休日等）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	教 授・ 属 准 教 職 授 等 員	[略]	[略]
旅行命令	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	教 授・ 属 准 教 職 授 等 員	[略]	[略]
営利企業への従事等の許可	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	— —	[略]	[略]
公務災害（非常勤職員）	認定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	— —	[略]
	補償	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	— —	[略]
<p>(注) [略]</p> <p>(1) 事務局 教育委員会事務局の他教育機関（学校を除く。）<u>及び高等専門学校事務室</u>を含む。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 部長相当 部長、担当部長、所長、<u>高等専門学校長、高等専門学校事務室長</u></p>										

(4)～(6) [略]

(7) 一般職員 課長相当以上、学校長を除くその他の職員

(4)～(6) [略]

(7) 一般職員 課長相当以上、学校長、教授・准教授等を除くその他の職員

(8) 教授・准教授等 教育公務員特例法の適用を受ける高等専門学校の「教員」

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市選告示第10号

神戸市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月24日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田嘉晃

神戸市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

神戸市選挙管理委員会規程（昭和51年8月選告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（参与）</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 参与は、<u>地域協働局長の職にある者及び行財政局長の職にある者に</u>、委員会が委嘱する。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第20条 事務局に事務局長、<u>課長</u>、<u>係長</u>その他の職員を置く。</p>	<p style="text-align: center;">（参与）</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 参与は、行財政局長の職にある者に、委員会が委嘱する。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第20条 事務局に事務局長、<u>担当課長</u>、<u>担当係長</u>その他の職員を置く。</p>

2 事務局に部長を置くことができる。

(職務)

第21条 [略]

2 部長及び課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 係長は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、所属職員を指揮監督する。

(部長、課長及び係長の事務分担)

第22条 部長、課長及び係長の事務分担は、事務局長が定める。

(事務の代行)

第23条 事務局長に事故があるときは、部長がその事務を代行する。

2 部長に事故があるときは課長が、課長に事故があるときは所管係長が、それぞれの事務を代行する。

(専決)

第24条 事務局長、部長及び課長の専決事項は、神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の例による。

2 事務局に担当部長を置くことができる。

(職務)

第21条 [略]

2 担当部長及び担当課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 担当係長は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、所属職員を指揮監督する。

(担当部長、担当課長及び担当係長の事務分担)

第22条 担当部長、担当課長及び担当係長の事務分担は、事務局長が定める。

(事務の代行)

第23条 事務局長に事故があるときは、担当部長がその事務を代行する。

2 担当部長に事故があるときは担当課長が、担当課長に事故があるときは所管担当係長が、それぞれの事務を代行する。

(専決)

第24条 事務局長、担当部長及び担当課長の専決事項は、神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の例による。

<p>(個人情報の保護)</p> <p>第29条 <u>個人情報の保護に関する法律</u> <u>(平成15年法律第57号)</u> 及び神戸市 <u>個人情報保護法の施行等に関する条</u> <u>例(令和4年12月神戸市条例第17号)</u> の施行に関し必要な事項については、 <u>神戸市個人情報保護法の施行等に関</u> <u>する条例規則(令和5年3月神戸市</u> <u>規則第63号)</u>の規定を準用する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第29条 <u>神戸市個人情報保護条例(平</u> <u>成9年10月神戸市条例第40号)</u>の施 行に関し必要な事項については、<u>神</u> <u>戸市個人情報保護条例施行規則(平</u> <u>成10年3月神戸市規則第80号)</u>の規 定を準用する。</p> <p>2 [略]</p>
--	--

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市選告示第11号

神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月24日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉 晃

神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

神戸市区選挙管理委員会規程（昭和51年8月選告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第19条 事務局に事務局長、<u>局長</u>、次長、<u>部長</u>及び<u>課長</u>、課に課長、係に係長その他の職員、玉津支所に所長及び副所長その他の職員、出張所に所長その他の職員を置く。</p> <p>2 事務局に<u>係長</u>又は<u>職員</u>を置くことができる。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職には、そ</p>	<p>(職員)</p> <p>第19条 事務局に事務局長、<u>担当局長</u>、次長、<u>担当部長</u>及び<u>担当課長</u>、課に課長、係に係長その他の職員、玉津支所に所長及び副所長その他の職員、出張所に所長その他の職員を置く。</p> <p>2 事務局に<u>担当係長</u>又は<u>担当職員</u>を置くことができる。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職には、そ</p>

れぞれ当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

[略]	[略]
局長	北神担当区長
[略]	[略]
部長	保健福祉部長、北神区役所部長及び須磨区役所北須磨支所長
選挙課長	総務部地域協働課課長（総務担当）
[略]	[略]
広報課長	総務部地域協働課長
普及課長	総務部地域協働課課長（地域活動支援担当）
[略]	[略]
課長	総務部保険年金医療課長及び保健福祉部、北神区役所又は須磨区役所北須磨支所の課長のうち市長が指定した者（支所選挙課長として市長が指定した者を除く。）
[略]	[略]
選挙係長	総務部地域協働課係長のうち市長が指定した者
支所選	須磨区役所北須磨支所市民課

れぞれ当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

[略]	[略]
担当局長	北神担当区長
[略]	[略]
担当部長	保健福祉部長、北神区役所担当部長及び須磨区役所北須磨支所長
選挙課長	総務部総務担当課長
[略]	[略]
広報課長	総務部まちづくり課長
普及課長	総務部地域支援担当課長
[略]	[略]
担当課長	総務部保険年金医療課長及び保健福祉部、北神区役所又は須磨区役所北須磨支所の課長又は担当課長のうち市長が指定した者（支所選挙課長として市長が指定した者を除く。）
[略]	[略]
選挙係長	総務部まちづくり課担当係長のうち市長が指定した者
支所選	須磨区役所北須磨支所市民課

挙係長	係長（市長が指定した者に限る。）
総務係長	総務部地域協働課係長のうち市長が指定した者（選挙係長として市長が指定した者を除く。）
係長	総務部、保健福祉部、北神区役所、須磨区役所北須磨支所又は西区役所玉津支所の係長のうち市長が指定した者（選挙係長、支所選挙係長、総務係長又は玉津支所副所長として市長が指定した者を除く。）
[略]	[略]
選挙係員	総務部地域協働課員のうち市長が指定した者
[略]	[略]
総務係員	総務部地域協働課員のうち市長が指定した者
[略]	[略]
職員	総務部、保健福祉部又は須磨区役所北須磨支所の職員のうち市長が指定した者（選挙係員、支所選挙係員又は総務係員として市長が指定した者を除く。）

（職務）

挙係長	担当係長（市長が指定した者に限る。）
総務係長	総務部まちづくり課担当係長のうち市長が指定した者（選挙係長として市長が指定した者を除く。）
担当係長	総務部、保健福祉部、北神区役所、須磨区役所北須磨支所又は西区役所玉津支所の係長又は担当係長のうち市長が指定した者（選挙係長、支所選挙係長、総務係長又は玉津支所副所長として市長が指定した者を除く。）
[略]	[略]
選挙係員	総務部まちづくり課員のうち市長が指定した者
[略]	[略]
総務係員	総務部まちづくり課員のうち市長が指定した者
[略]	[略]
担当職員	総務部、保健福祉部又は須磨区役所北須磨支所の職員のうち市長が指定した者（選挙係員、支所選挙係員又は総務係員として市長が指定した者を除く。）

（職務）

第20条 事務局長は、委員長の命を受け、局長、次長、部長、課長及び係長の所掌する事務を決定し、事務局に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 局長は、所掌する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

3、4 [略]

5 部長及び課長は、上司の命を受け、所掌する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

6 [略]

7 係長は、上司の命を受け、所掌する事務を主任し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

(専決)

第22条 事務局長、局長、次長、部長、課長及び玉津支所長の専決事項は、区役所の例による。

(個人情報保護)

第27条 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月神戸市条例第17号）の施行に関し必要な事項については、神戸市個人情報保護法の施行等に関

第20条 事務局長は、委員長の命を受け、担当局長、次長、担当部長、担当課長及び担当係長の所掌する事務を決定し、事務局に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 担当局長は、所掌する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

3、4 [略]

5 担当部長及び担当課長は、上司の命を受け、所掌する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

6 [略]

7 担当係長は、上司の命を受け、所掌する事務を主任し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

(専決)

第22条 事務局長、担当局長、次長、担当部長、課長及び玉津支所長の専決事項は、区役所の例による。

(個人情報保護)

第27条 神戸市個人情報保護条例（平成9年10月神戸市条例第40号）の施行に関し必要な事項については、神戸市個人情報保護条例施行規則（平成10年3月神戸市規則第80号）の規定を準用する。

する条例規則（令和5年3月神戸市規則第63号）の規定を準用する。

2 [略]

2 [略]

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市選告示第12号

令和5年4月9日執行予定の神戸市議会議員選挙の選挙時登録の基準日、登録日は、次のとおりである。

令和5年3月28日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

1 登録基準日

令和5年3月30日

ただし、年齢については、令和5年4月9日

2 登録日

令和5年3月30日

給料表の適用範囲に関する規則及び神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第8号

給料表の適用範囲に関する規則及び神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和55年3月人委規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(専門役、調査役に準ずるもの)</u> <u>第9条 行政職給料表、消防職給料表及び医療職給料表(2)の備考3の「これに準ずる者として人事委員会規則で定めるもの」は、人事委員会の承認を得て任命権者が定めるものとする。</u></p>	

(神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則(平成13年3月人委規則第8号。以下「初任給昇給規則」という。)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及

び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(初任給)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 給与条例第4条第13項の「人事委員会規則で定める者」は、その職務の内容、責任の軽重、その他勤労に関する条件を考慮し、別段の取扱いをすることについて、人事委員会の承認を得て決定した者をいう。</p> <p>(学歴免許等の資格による給料月額調整)</p> <p>第5条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して別表第2に定める修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)に4を乗じて得た数(学歴免許等の区分が博士課程修了、修士課程修了、医大卒、新大6卒の場合、基準学歴区分が大学卒の欄に定められている加える年数については5を乗じて得た数)を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。</p> <p>(経験年数を有する者の給料月額)</p> <p>第6条 新たに職員となった者のうち、その者の学歴免許等の資格を取得した以後の期間の中で別表第3に定める経験年数換算表(以下</p>	<p>(初任給)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 条例第4条第13項の「人事委員会規則で定める者」は、その職務の内容、責任の軽重、その他勤労に関する条件を考慮し、別段の取扱いをすることについて、人事委員会の承認を得て決定した者をいう。</p> <p>(学歴免許等の資格による給料月額調整)</p> <p>第5条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して別表第2に定める修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。</p> <p>(経験年数を有する者の給料月額)</p> <p>第6条 新たに職員となった者のうち、その者の学歴免許等の資格を取得した以後の期間の中で別表第3に定める経験年数換算表(以下</p>

「経験年数換算表」という。)の適用を受ける期間を有する者の号給は、第3条第1項の規定による号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給)の号数に、経験年数換算表に定めるところにより当該期間を換算した経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(別表第3において換算率が $\frac{125}{100}$ 及び $\frac{100}{100}$ と規定されている期間による経験年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

- 2 社会人を対象として実施する採用試験又は選考により新たに職員となった者(以下「社会人採用の職員」という。)のうち、行政職給料表の適用を受ける職員であつて、学歴免許等の区分が短大卒の者に対する前項の規定の適用については、同項中「当該期間を換算した経験年数の月数」とあるのは「当該期間を換算した経験年数の月数から24を減じた月数」とし、学歴免許等の区分が高校卒の者に対する前項の規定の適用については、同項中「当該期間を換算した経験年数の月数」とあるのは「当該期間を換算した経験年数の月数から36を減じた月数」とする。

3～5 [略]

(人事交流等により異動した場合の給料月額)

第7条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の給料月額について、第3条から第6条までの規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て定めるところにより、又はあらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。

- (1)～(3) [略]

「経験年数換算表」という。)の適用を受ける期間を有する者の号給は、第3条第1項の規定による号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給)の号数に、経験年数換算表に定めるところにより当該期間を換算した経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(別表第3において換算率が $\frac{100}{100}$ と規定されている期間による経験年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

- 2 社会人を対象として実施する採用試験又は選考により新たに職員となった者(以下「社会人採用の職員」という。)のうち、行政職給料表の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「当該期間を換算した経験年数の月数」とあるのは「当該期間を換算した経験年数の月数から36を減じた月数」とする。

3～5 [略]

(人事交流等により異動した場合の給料月額)

第7条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の給料月額について、第3条から第6条までの規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て定めるところにより、又はあらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。

- (1)～(3) [略]

(4) 本市職員を離職した者を対象として人事委員会又は教育委員会が実施する選考により採用された者

(5) 人事委員会が前4号に掲げる者に準ずると認める者

(特殊の職に採用する場合の給料月額)

第8条 次の各号に掲げる場合においては、第3条から第6条までの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。

(1) [略]

(2) 医師、歯科医師又はその他専門的知識、特殊な技術、経験等を必要とする職

(3)、(4) [略]

(昇給区分及び昇給の号給数)

第18条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、職員の勤務成績に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 給与条例第4条第6項及び第8項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第5の1に定める昇給号給数表に定める号給数とする。ただし、次に掲げる行政職給料表6級相当以上の職員（次の表の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に該当する職員をいう。）については、別表第5の2に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

給料表の種類	職務の級
行政職給料表	6級から8級まで

(4) 人事委員会が前3号に掲げる者に準ずると認める者

(特殊の職に採用する場合の給料月額)

第8条 次の各号に掲げる場合においては、第3条から第6条までの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。

(1) [略]

(2) 医師、歯科医師、教授、准教授又はその他専門的知識、特殊な技術、経験等を必要とする職

(3)、(4) [略]

(昇給区分及び昇給の号給数)

第18条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、職員の勤務成績に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 給与条例第4条第6項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第5に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

消防職給料表	6級及び7級
教育職給料表(2)	5級
教育職給料表(5)	5級
医療職給料表(1)	3級及び4級
医療職給料表(2)	6級

4～9 [略]

別表第1 初任給基準表(第3条関係)

ア [略]

イ 行政職給料表初任給基準表(社会人採用の職員)

職種	学歴免許等	初任給
事務 技術	大学卒	2級10号給
	短大卒	2級6号給
	高校卒	2級2号給

ウ～カ [略]

キ 削除

ク～サ [略]

備考 [略]

別表第3 経験年数換算表(第6条関係)

経歴		換算率
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間	博士課程修了、修士課程修了、医大卒及び新大6卒の正規の修学年数内の経歴(課程を修了した経歴に限り、医大卒及び新大6卒については)	125/100

4～9 [略]

別表第1 初任給基準表(第3条関係)

ア [略]

イ 行政職給料表初任給基準表(社会人採用の職員)

職種	学歴免許等	初任給
事務 技術	大学卒	2級21号給
	短大卒	2級9号給
	高校卒	2級1号給

ウ～カ [略]

キ 教育職給料表(4)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助手	修士課程修了	1級33号給
	大学卒	1級21号給
	短大卒	1級9号給

ク～サ [略]

備考 [略]

別表第3 経験年数換算表(第6条関係)

経歴		換算率
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間	正規の修学年数内の経歴(課程を修了した経歴に限る)	100/100

2年に限る)	
その他の正規の修学年数内の経歴 (課程を修了した経歴に限る)	100/100
その他の期間のうち、任命権者が認める期間	60/100
[略]	[略]

備考

教育職給料表(2)、教育職給料表(3)又は教育職給料表(5)が適用される職員については別の規定による。

別表第4 昇格時号給対応表 (第9条関係)

ア～オ [略]

カ 削除

その他の期間のうち、任命権者が認める期間	60/100
[略]	[略]

備考

教育職給料表(2)、教育職給料表(3)、教育職給料表(4)又は教育職給料表(5)が適用される職員については別の規定による。

別表第4 昇格時号給対応表 (第9条関係)

ア～オ [略]

カ 教育職給料表(4)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	2	2	1	1
15	3	3	1	1
16	4	4	1	1

17	5	5	1	1
18	6	6	1	1
19	7	7	1	1
20	8	8	1	1
21	9	9	1	1
22	10	10	1	1
23	11	11	1	1
24	12	12	1	1
25	13	13	1	1
26	14	14	2	1
27	15	15	3	1
28	16	16	4	1
29	17	17	5	1
30	17	17	6	1
31	18	18	7	1
32	18	18	8	1
33	19	19	9	1
34	19	19	10	1
35	20	20	11	1
36	20	20	12	1
37	21	21	13	1
38	22	22	14	1
39	23	23	15	1
40	24	24	16	1
41	25	25	17	1
42	26	26	18	1
43	27	27	19	1
44	28	28	20	1
45	29	29	21	1
46	30	30	22	1
47	31	31	23	1
48	32	32	24	1
49	33	33	25	1
50	34	34	25	2
51	35	35	26	3
52	36	36	26	4
53	37	37	27	5

54	37	38	27	6
55	38	39	28	7
56	38	40	28	8
57	39	41	29	9
58	39	42	30	10
59	40	43	31	11
60	40	44	32	12
61	41	45	33	13
62	42	46	34	13
63	43	47	35	14
64	44	48	36	14
65	45	49	37	15
66	45	50	38	15
67	46	51	39	16
68	46	52	40	16
69	47	53	41	17
70	47	54	41	18
71	48	55	42	19
72	48	56	42	20
73	49	57	43	21
74	49	58	43	21
75	49	59	44	22
76	50	60	44	22
77	50	61	45	23
78	50	62	45	23
79	51	63	46	24
80	51	64	46	24
81	51	65	47	25
82	52	66	47	25
83	52	67	48	26
84	52	68	48	26
85	53	69	49	27
86	53	70	49	27
87	54	71	50	28
88	54	72	50	28
89	55	73	51	29
90	55	74	51	30

91	56	75	52	31
92	56	76	52	32
93	57	77	53	33
94	57	78	53	34
95	57	79	54	35
96	58	80	54	36
97	58	81	55	37
98	58	81	55	37
99	59	82	56	38
100	59	82	56	38
101	59	83	57	39
102	60	83	57	39
103	60	84	58	40
104	60	84	58	40
105	61	85	59	41
106	61	85		42
107	62	86		43
108	62	86		44
109	63	87		45
110		87		46
111		88		47
112		88		48
113		89		49
114		89		49
115		90		49
116		90		49
117		91		49
118		91		49
119		92		49
120		92		49
121		93		49
122				49
123				49
124				49
125				49

126				49
127				49
128				49
129				49

キ～ケ [略]

別表第5 昇給号給数表（第18条関係）

昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号給数	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	2	1	[略]

備考

- [略]
- [略]

キ～ケ [略]

別表第5の1 昇給号給数表（第18条関係）

昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号給数	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	0	0	[略]

備考

- [略]
- [略]

別表第5の2 昇給号給数表（行政職給料表6級相当以上の職員）（第18条関係）

昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号	6以上	5	4	2	0
給数	4以上	2	0	0	0

備考

- この表に定める上段の号給数は給与条例第4条第8項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定を受ける職員に適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに第2条中初任給昇給規則第18条、別表第5の1及び別表第5の2に係る改正規定は令和6年4月1日から施行する。

（在職者調整）

第2条 施行日において、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条に規定する行政職給料表及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員であつて、改正前の初任給昇給規則

の適用により初任給が決定された職員について、改正後の初任給昇給規則第6条第1項及び別表第3の規定により初任給が決定された職員との均衡上必要があると認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

監査委員訓令甲第2号

監 査 事 務 局

神戸市監査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月27日

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	藤	原	武	光
同	山	本	嘉	彦
同	よこはた		和	幸

神戸市監査基準の一部を改正する訓令

神戸市監査基準（平成26年4月25日監査委員決定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（監査委員の合議）	（監査委員の合議）
第16条	第16条
(1) 第5条第1号から第4号まで、 第6号から第9号及び第12号に定める監査の結果に関する報告（法第199条第12項、法第75条第4項、法第252条の11第5項）	(1) 第5条第 <u>1項</u> 第1号から第4号まで、第6号から第9号及び第12号に定める監査の結果に関する報告（法第199条第12項、法第75条第4項、法第252条の11第5項）
(2) 第5条第10号に定める暫定的停	(2) 第5条第 <u>1項</u> 第10号に定める暫

<p>止勧告、監査及び勧告（法第242条第11項）</p> <p>(3)～(16) [略]</p> <p>(17) 別表1-1 <u>第4項</u>の策定</p> <p>(18) 別表1-2 <u>第2項及び第4項</u>の決定</p> <p>(19) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(情報管理)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、<u>個人情報の保護に関する法律等</u>に基づき適切に取り扱わなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(監査の結果に関する報告等の公表)</p> <p>第21条 監査委員は、監査の結果に関する報告のうち、第5条第1号から第4号まで、第6号から第10号及び第12号に定める監査並びに外部監査人からの報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>定的停止勧告、監査及び勧告（法第242条第11項）</p> <p>(3)～(16) [略]</p> <p>(17) 別表1-1、<u>4</u>の策定</p> <p>(18) 別表1-2、<u>2、4</u>の決定</p> <p>(19) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(情報管理)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、<u>個人情報保護条例等</u>に基づき適切に取り扱わなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(監査の結果に関する報告等の公表)</p> <p>第21条 監査委員は、監査の結果に関する報告のうち、第5条<u>第1項</u>第1号から第4号まで、第6号から第10号及び第12号に定める監査並びに外部監査人からの報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
--	---

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

監査委員訓令甲第3号

監 査 事 務 局

監査事務局規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月27日

代表監査委員 細 川 明 子

監査事務局規程等の一部を改正する訓令

(監査事務局規程の一部改正)

第1条 監査事務局規程(昭和39年4月監委訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員等)</p> <p>第4条</p> <p style="padding-left: 40px;">局に事務局長、課に課長及び係長を置く。</p> <p>2 局に部長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 部長及び課長は、上司の命を受け、</p>	<p>(職員等)</p> <p>第4条 <u>職員</u>の職名は、<u>事務職員及び技術職員</u>とする。</p> <p>2 局に事務局長、課に課長及び<u>担当係長</u>を置く。</p> <p>3 局に<u>担当部長及び担当課長</u>を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 <u>担当部長、課長</u>及び<u>担当課長</u>は、</p>

<p>所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 <u>係長</u>は、上司の命を受け、担任の事務を主任し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(代行)</p> <p>第6条 事務局長に事故があるとき又は欠けたときは<u>部長</u>が、<u>部長</u>に事故があるとき又は欠けたときは主管課長が、主管課長に事故があるとき又は欠けたときは事務局長が定める課長が、それぞれの職務を代行する。</p> <p>2 課長すべてに事故があるとき又は欠けたときは<u>係長</u>が、その担任する事務に関し、課長の職務を代行する。</p>	<p>上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 <u>担当係長</u>は、上司の命を受け、担任の事務を主任し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(代行)</p> <p>第6条 事務局長に事故があるとき又は欠けたときは<u>担当部長</u>が、<u>担当部長</u>に事故があるとき又は欠けたときは主管課長が、主管課長に事故があるとき又は欠けたときは事務局長が定める課長 <u>又は担当課長</u>が、それぞれの職務を代行する。</p> <p>2 課長 <u>及び担当課長</u>すべてに事故があるとき又は欠けたときは<u>担当係長</u>が、その担任する事務に関し、課長 <u>又は担当課長</u>の職務を代行する。</p>
--	--

(監査事務局長以下専決規程の一部改正)

第2条 監査事務局長以下専決規程（昭和59年10月監委訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前																																																																								
<p>(<u>係長</u>の専決事項)</p> <p>第5条 <u>係長</u>の専決事項は、照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等のうち、軽易かつ定例な事項に関するものとする。</p> <p>(専決事項の代決)</p> <p>第7条 事務局長、<u>部長</u>、課長又は<u>係長</u>（以下「局長等」という。）に事故があるときは、監査事務局規程第6条の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">決裁区分</th> <th>事務局長</th> <th>第1課長</th> <th>課長共通</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">決裁事項</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給与 (会 計年 度任 用職</td> <td rowspan="2">給料</td> <td>決定</td> <td rowspan="2">部長及び課長</td> <td rowspan="2">係長以下</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>							決裁区分			事務局長	第1課長	課長共通	備考	決裁事項			[略]	[略]	[略]	[略]	給与 (会 計年 度任 用職	給料	決定	部長及び課長	係長以下	—		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>(<u>担当係長</u>の専決事項)</p> <p>第5条 <u>担当係長</u>の専決事項は、照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等のうち、軽易かつ定例な事項に関するものとする。</p> <p>(専決事項の代決)</p> <p>第7条 事務局長、<u>担当部長</u>、課長又は<u>担当係長</u>（以下「局長等」という。）に事故があるときは、監査事務局規程第6条の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">決裁区分</th> <th>事務局長</th> <th>第1課長</th> <th>課長共通</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">決裁事項</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給与 (会 計年 度任 用職</td> <td rowspan="2">給料</td> <td>決定</td> <td rowspan="2">担当部長及び課長</td> <td rowspan="2">担当係長以下</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>							決裁区分			事務局長	第1課長	課長共通	備考	決裁事項			[略]	[略]	[略]	[略]	給与 (会 計年 度任 用職	給料	決定	担当部長及び課長	担当係長以下	—		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
決裁区分			事務局長	第1課長	課長共通	備考																																																																									
決裁事項			[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
給与 (会 計年 度任 用職	給料	決定	部長及び課長	係長以下	—																																																																										
		[略]					[略]	[略]	[略]	[略]																																																																					
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
決裁区分			事務局長	第1課長	課長共通	備考																																																																									
決裁事項			[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
給与 (会 計年 度任 用職	給料	決定	担当部長及び課長	担当係長以下	—																																																																										
		[略]					[略]	[略]	[略]	[略]																																																																					
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									

員を 除 く。)							員を 除 く。)						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
休職（専従休職を 除く。）		係長以下	—		—		休職（専従休職を 除く。）		担当係長以 下	—		—	
勤務	休暇の付与	課長以上	—	係長以下	課長以上の 長期にわた		勤務	休暇の付与	課長以上	—	担当係長 以下	課長以上の 長期にわた	
	欠勤の承認	部長及び課 長	—	係長以下	るものは、 代表監査委 員の承認を 受けるこ と。			欠勤の承認	担当部長及 び課長	—	担当係長 以下	るものは、 代表監査委 員の承認を 受けるこ と。	
	勤務命令（時 間外、休日 等）	部長及び課 長	—	係長以下				勤務命令（時 間外、休日 等）	担当部長及 び課長	—	担当係長 以下		
	旅行命令	課長以上	—	係長以下	旅費の支給 を受けるも のは、第1			旅行命令	課長以上	—	担当係長 以下	旅費の支給 を受けるも のは、第1	

				課長に合議 すること。
職務専念義 務の免除	課長以上	—	係長以下	
(注) 1 この表において、「 <u>行政職の職員</u> 」とは係長以上を除く <u>行政職の職員</u> をいう。				

				課長に合議 すること。
職務専念義 務の免除	課長以上	—	担当係長 以下	
(注) 1 この表において、 <u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。</u> (1) <u>課長</u> 課長、担当課長その他これらに準ずる者 (2) <u>行政職の職員</u> 担当係長以上を除く行政職の職員				

(監査事務局公文書管理規程の一部改正)

第3条 監査事務局公文書管理規程（平成13年11月監委訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条 [略]	第2条 [略]
2 公文書主任は、第1課総務担当の <u>係長</u> とする。	2 公文書主任は、第1課総務担当の <u>担当係長</u> とする。
3 [略]	3 [略]

(監査事務局要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程の一部改正)

第4条 監査事務局要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程（平成19年1月監委訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(コンプライアンス推進責任者等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(総括責任者兼統括監督者の責務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(施行細目の委任)</p> <p>第9条 [略]</p>	<p>(コンプライアンス推進責任者等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>コンプライアンス推進副責任者</u> (以下「<u>推進副責任者</u>」という。) <u>担当課長</u></p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(推進副責任者の責務)</u></p> <p><u>第8条 推進副責任者は、推進責任者</u> <u>を補佐する。</u></p> <p>(総括責任者兼統括監督者の責務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(施行細目の委任)</p> <p>第10条 [略]</p>

(監査事務局職員のサービスの宣誓に関する規程の一部改正)

第5条 監査事務局職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和26年4月監委訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年4月条例第22号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づく監査事務局職員のサービスの宣誓は、<u>職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程（昭和26年4月訓令甲第5号）様式（第3条関係）によって行うものとする。</u></p>	<p>第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年4月条例第22号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づく監査事務局職員のサービスの宣誓は、<u>監査事務局長、担当部長、課長、担当課長及び担当係長にあつては代表監査委員の前において、その他の職員にあつては監査事務局長の前において、それぞれ行わなければならない。</u></p> <p><u>第2条 サービスの宣誓は、条例別記様式第1に定める宣誓書に署名し、かつこれを読み上げることによつて行うものとする。</u></p>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

監査委員訓令甲第4号

監 査 事 務 局

神戸市監査事務局個人情報保護法等施行規程を次のように定める。

令和5年3月27日

代表監査委員 細川 明子

神戸市監査事務局個人情報保護法等施行規程

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月条例第17号）の施行に関し必要な事項については、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則（令和5年3月規則第63号）の例による。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 神戸市個人情報保護条例施行規程（平成16年5月監委訓令甲第1号）は、廃止する。

監査公表第1号

令和5年4月11日

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

監 査 公 表

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長等から監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置等について通知があったので、同項の規定により、下記の内容について別紙のとおり公表します。

記

令和4年度財務定期監査（1）

区役所、人事委員会事務局、市会事務局

令和4年度財政援助団体等監査（1）

公益財団法人神戸市産業振興財団

令和4年度財政援助団体等監査（1）

株式会社有馬温泉企業

令和4年度財政援助団体等監査（1）

株式会社グランビスタホテル&リゾート

令和4年度財政援助団体等監査（1）

神戸電鉄グループ共同事業体

神戸市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月24日

神戸市固定資産評価審査委員会 委員長 岡田 徹

神戸市固定資産評価審査委員会規程第1号

神戸市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

神戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年9月固定資産評価審査委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（個人情報の保護）</p> <p>第22条 <u>個人情報の保護に関する法律</u> <u>（平成15年法律第57号）及び神戸市</u> <u>個人情報保護法の施行等に関する条</u> <u>例（令和4年12月神戸市条例第17号）</u> の施行に関し、必要な事項について は、<u>神戸市個人情報保護法の施行等</u> <u>に関する条例施行規則（令和5年3</u> <u>月神戸市規則第63号）</u>の例による。</p>	<p style="text-align: center;">（個人情報の保護）</p> <p>第22条 <u>神戸市個人情報保護条例（平</u> <u>成9年10月神戸市条例第40号）</u>の施 行に関し、必要な事項については、<u>神</u> <u>戸市個人情報保護条例施行規則（平</u> <u>成10年3月神戸市規則第80号）</u>の例 による。</p>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程をここに公布する。

令和5年3月29日

神戸市会議長 安 井 俊 彦

神戸市会規程第2号

神戸市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程

神戸市個人情報保護条例施行規程（平成13年11月市会規程第3号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市道路公社公告第 120 号

神戸市道路公社が管理する「六甲有料道路」「六甲北有料道路」「六甲北有料道路 2 期」「西神戸有料道路」の障害者割引を次のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき公告します。

令和 5 年 3 月 27 日

神戸市道路公社理事長 三 島 功 裕

1 料金の額

六甲有料道路・六甲北有料道路及び六甲北有料道路 2 期

六甲有料道路

(基本料金)

(通行 1 回当たり 単位 円)

時間	車種				
	普通車	大型車 I	大型車 II	軽自動車等	軽車両等
午前 6 時から午前 10 時まで 及び 午後 4 時から午後 10 時まで	190.48	304.77	695.24	95.24	9.53
午前 10 時から午後 4 時まで 及び 午後 10 時から午前 6 時まで	95.24	304.77	695.24	47.62	9.53

六甲北有料道路及び六甲北有料道路 2 期

① 普通車(基本料金)

(通行 1 回当たり 単位 円)

唐櫃	95.24	238.10	238.10	333.34	380.96	380.96	380.96
	柳谷	142.86	142.86	238.10	285.72	285.72	285.72
		吉尾	—	95.24	142.86	142.86	142.86
			神戸北	95.24	142.86	142.86	142.86
				大沢	95.24	95.24	95.24
					長尾	—	—
						神戸三田	—
							上津

② 大型車 I (基本料金)

(通行 1 回当たり 単位 円)

唐櫃	142.86	400.00	400.00	542.86	638.10	638.10	638.10
	柳谷	257.15	257.15	400.01	495.25	495.25	495.25
		吉尾	—	142.86	238.10	238.10	238.10
			神戸北	142.86	238.10	238.10	238.10

大沢	142.86	142.86	142.86
長尾	—	—	
		神戸三田	—
			上津

③ 大型車Ⅱ (基本料金) (通行1回当たり 単位 円)

唐櫃	352.39	904.77	904.77	1,247.63	1,438.11	1,438.11	1,438.11
	柳谷	552.39	552.39	895.25	1,085.73	1,085.73	1,085.73
		吉尾	—	342.86	533.34	533.34	533.34
			神戸北	342.86	533.34	533.34	533.34
				大沢	342.86	342.86	342.86
					長尾	—	—
						神戸三田	—
							上津

④ 軽自動車等 (基本料金) (通行1回当たり 単位 円)

唐櫃	47.62	142.86	142.86	190.48	238.10	238.10	238.10
	柳谷	95.24	95.24	142.86	190.48	190.48	190.48
		吉尾	—	47.62	95.24	95.24	95.24
			神戸北	47.62	95.24	95.24	95.24
				大沢	47.62	47.62	47.62
					長尾	—	—
						神戸三田	—
							上津

⑤ 軽車両等 (基本料金) (通行1回当たり 単位 円)

唐櫃	9.53	19.05	19.05	28.58	28.58	28.58	28.58
	柳谷	—	—	—	—	—	—
		吉尾	—	9.53	9.53	9.53	9.53
			神戸北	9.53	9.53	9.53	9.53

大沢	9.53	9.53	9.53
	長尾	—	—
		神戸三田	—
			上津

消費税等の取扱い及び料金の単位については下記のとおりとする。

通行に係る料金の額は、上表に定める基本料金に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行ったものとする。ただし、事前に近畿地方整備局長に届出を行うことで、切り捨て又は切り上げにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

(注) (1) 略

(2) 障害者割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、神戸市道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、神戸市道路公社が別に定めるもの

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき神戸市道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、神戸市道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステム（有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金收受システムをいう。以

下同じ。)を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、神戸市道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。)と車載器(利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。)をともに使用する場合に限る。

また、上記(イ)又は(ロ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、神戸市道路公社が別に定めるものについては、神戸市道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、神戸市道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

ロ 割引率

料金の割引率は、50%以下とする。

ハ 実施期日

神戸市道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

注) 神戸市道路公社が別に定めるとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」をいう。

西神戸有料道路

(基本料金)

(通行1回当り 単位 円)

区間 \ 車種	普通車	大型車 I	大型車 II	軽自動車等	軽車両等
A区間	333.34	514.29	666.67	238.10	19.05
B区間	190.48	323.81	380.96	142.86	9.53

消費税等の取扱い及び料金の単位については下記のとおりとする。

通行に係る料金の額は、上表に定める基本料金に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行ったものとする。ただし、事前に近畿地方整備局長に届出を行うことで、切り捨て又は切り上げにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

注(1) A区間とは「神戸市中央区雲井通1丁目から同市北区山田町下谷上字中一里山まで」、
B区間とは「神戸市中央区雲井通1丁目から同市兵庫区平野町字天王谷西服山まで」。

(2) 略

(3) 障害者割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、神戸市道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

- （イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、神戸市道路公社が別に定めるもの
- （ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき神戸市道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、神戸市道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、神戸市道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、神戸市道路公社が別に定めるものについては、神戸市道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、神戸市道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

ロ 割引率

料金の割引率は、50%以下とする。

ハ 実施期日

神戸市道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

注) 神戸市道路公社が別に定めるとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」をいう。

2 変更理由

障害者割引について、自家用車を保有していない又は事前登録した自動車がやむを得ず使用できないなどの理由から、障害者割引の適用を受けられない障害者の方に配慮し、1人1台要件を緩和する。また、オンラインにより障害者割引を受けるための申請を可能とする。

このため、「料金の額」を変更する。